

川口市監査告示第23号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年8月17日

川口市監査委員

澤野 高雄

同

金井 洋

同

奥富 精一

同

福田 洋子

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

川口市

2 請求書の提出日

令和5年6月19日

3 請求の内容

本件措置請求の対象を新型コロナウイルスワクチン接種推進室長、保健部職員その他及び川口市長を請求の対象として、新型コロナウイルスワクチンに関して、予防接種法等の違法性若しくは不当性を充足する可能性があるとし、ワクチン接種券を個別一律送付でなく申請制とし、予防接種法等の違法性の問題が解消されるまで実施の一次中断若しくは違法性の解消といった措置を別紙（事実証明書は添付省略）のとおり求めている。

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、所定の要件を具備しているものと認め、令和5年6月19日付けでこれを受理することを決定した。

5 監査委員の除斥

監査委員は、監査委員自ら本件請求に関し告発義務違反を犯したと、また、この告発義務違反に関し監査委員自ら直接の利害関係にあると認識しておらず、本件請求においては法第199条の2の規定による除斥の対象とならない。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を「新型コロナウイルス感染症の動向」などを記載した部分の『広報かわぐち』印刷費用（以下「『広報かわぐち』印刷費用」という。）及び関連する市ホームページ維持費用（以下「市ホームページ維持費用」という。）、無権限での4歳以下接種を含む複数回接種終了済すべての5歳以上への次回接種券送付のための印刷費用及び郵送費用（5類移行前）（以下「接種券送付等費用」という。）、無権限での4歳以下接種を含む複数回接種終了済すべての5歳以上次回ワクチン接種実施のための集団接種会場の設営及び運営費用（以下「集団接種会場設営等費用」という。）並びに無権代理による川口市と接種実施医療機関を契約当事者とする4歳以下接種を含む複数回接種終了済すべての5歳以上次回接種対象委託契約及び委託料等とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を川口市市長室、企画財政部及び保健部とした。

3 監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取する等慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく陳述の聴取は、請求人から希望しない旨の申し出があったことから行わなかった。

5 関係職員からの陳述聴取等

関係職員である保健部職員に対し、令和5年7月20日に事実関係の確認のための陳述聴取を行った。陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、監査対象事項のうち『広報かわぐち』印刷費用及び市ホームページ維持費用に関しては、新型コロナウイルス感染症の存否に関わらず経常的に発生する費用であり、請求人の主張する損害が発生していないと認められたため陳

述聴取の必要性がないと判断し、所管部局である市長室及び企画財政部に対する陳述聴取は行わないこととした。

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制

新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築は国が行っているものである。市は法定受託事務として法令等に基づき適切に事業を実施している。新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）の実施主体は市であるが、請求人が主張する国の事務として行っている法令整備や科学的知見、データの収集方法等の不備又は不正については、市が回答する立場にはない。

(2) 今回の措置請求に関して

請求人の今回の見解は、これまで同様、自らの見解を述べるにとどまり、事業自体の違法または不当である旨の指摘は、住民監査請求の指摘としては失当である等のこれまでの監査結果を踏まえることがなく、損害を与えているという個別の事務事業の他には内容に目新しいものがない。

直接損害や間接損害などについても、根拠のない主張であると考ええる。

請求人は、ワクチン接種自体が違法であると言いながら、接種券は一律送付でなく申請制にするべきと、主義主張に一貫性がなく、そもそも、請求人のワクチン接種事業に反対であるという主義主張を訴える相手方は本市ではないと考える。

6 監査の期間

令和5年6月19日から令和5年8月17日まで

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。
本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由）について述べる。

1 事実関係の確認

保健部新型コロナウイルスワクチン接種推進室職員の陳述及び聞き取り並びに監査対象部局から提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

(1) ワクチン接種の仕組み

ア 法令の位置づけ

ワクチン接種については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）による改正前の予防接種法（以下「旧法」という。）附則第7条第1項及び第2項の規定により、旧法第6条第1項の予防接種とみなされている。また、同条により市が処理する事務については、旧法第29条の規定により、第1号法定受託事務とされている。

また、改正法の施行日である令和4年12月9日からは、ワクチン接種については、改正法による改正後の予防接種法（以下「新法」という。）において、新型コロナウイルス等感染症はA類疾病となり、新法第6条第3項の予防接種の対象とされ、また、同条により市が処理する事務については、新法第30条の規定により、第1号法定受託事務とされている。

なお、改正法附則第14条により、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、同日前に行われた旧法附則第7条第1項の規定による厚生労働大臣の指定及び指示は新法第6条第3項の規定により行われた厚生労働大臣の指定及び指示とみなし、かつ、同日前に行われた当該感染症に係る旧法附則第7条第1項の規定による予防接種は新法第6条第3項の規定により行われた予防接種とみなすこととされている。

第1号法定受託事務については、国においてその適正な処理を確保するため、法第245条の9の規定により、事務を処理するに当たりよるべき基準、すなわち処理基準を定めるとされており、当該ワクチン接種については、令和2年12月17日付けで厚生労働省健康局長から各都道府県知事、保健所設置市市長及び特別区区長あてに「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下「手引き」という。）」が処理基準として初めて示されるとともに、令和3年2月16日付けで厚生労働大臣から各都道府県知事を通じて各市町村長及び特別区長あてに「旧法附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行う」旨の指示が発せられ、それぞれ順次、改定がなされている。

手引きには、位置づけとして「本手引きは、予防接種法の規定により第1号法定受託事務とされている新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種に係る国、都道府県及び市町村（特別区を含む。）の事務その他の事項を総合的に示すものであり、当該内容については地方自治法第245条の9に基づく処理基準である。」旨の記載がある。

なお、法定受託事務に係る処理基準は、事務を処理するに当たりよるべき基準であり、市はそれに基づいて事務を処理することが法律上予定されているものであり、処理基準と異なる事務処理が行われた場合において、法的な義務を果たしていないという評価を受ければ違法とされることもあり得るし、処理基準の内容が法令の解釈に係る場合には、処理基準と異なる解釈による事務処理が法令違反と評価されることもある。

イ 市の主な役割

手引きにおいて、市は、医療機関等との委託契約、医療機関以外の接種会場の確保等、住民への接種勧奨、情報提供、相談受付、健康被害救済の周知、申請受付、給付その他ワクチン接種の円滑な実施に向け必要な役割を担うこととされ、その事務処理に関し詳細な基準が示されている。

（ア）医療機関等との委託契約

新型コロナワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととされる一方、やむを得ない事情で

住民票所在地以外に長期間滞在している者や接種順位の上位となる医療従事者等が住民票所在地以外で勤務する場合、住民票所在地以外において接種を受ける機会を確保する観点から、実施体制を整備する必要があるため、全国統一様式の契約書により原則として集合契約の形で契約を行うこととされ、具体的には、市町村は都道府県に対して、集合契約において委託する事務の範囲と契約の締結に関する委任を行い、都道府県は集合契約の代理人である全国知事会に対して再委任を行うとともに、接種実施医療機関等は、集合契約のとりまとめ団体に対して、受託する事務の範囲と契約の締結に関する委任を行い、集合契約の取りまとめ団体が集合契約における契約の代理人である日本医師会に再委任を行うことで、全国知事会及び日本医師会がそれぞれ市町村及び接種実施医療機関等の代理人として契約を締結することとされた。

市は令和3年2月5日に埼玉県に委任を行い、全国知事会と日本医師会との間の集合契約は同月12日に締結されている。

なお、当該契約は、関係法令の改正及び手引きの改正の都度、変更されている。

(イ) 医療機関以外の接種会場の確保

市町村は、医療機関での接種以外に、必要に応じて、保健所、保健センター、学校、公民館等の会場を確保するとともに、必要に応じて都道府県の協力を得ながら、医療従事者や物資を確保し、会場の運営を行うこととされた。

市は、新型コロナワクチンの速やかな接種を希望する市民に対応するため、医療機関での接種以外に、市として集団接種会場を設けることとし、令和3年5月11日から同年6月13日までは、地域保健センター、生涯学習プラザ、新郷スポーツセンター、北スポーツセンター及び安行スポーツセンターの5か所に集団接種会場を開設、その後同月15日からは5か所の接種会場を1か所に集約し、令和4年7月29日まで旧そごう川口店1階に接種会場を開設した。その後、同年8月2日から9月30日まで鳩ヶ谷庁舎のこども夜間救急診療所に、同年8月12日から同年10月30日まで第一本庁舎1階に、同年1

0月4日から令和5年3月31日まで、更に5月9日から5月31日までイオンモール川口3階に、令和4年11月4日から令和5年3月31日まで、更に5月12日から5月31日までイオンモール川口前川2階に接種会場を開設した。

なお、集団接種会場においてワクチン接種ができる市民は、原則として18歳以上とし、生後6か月から4歳以下の者（以下「乳幼児」という。）を含む17歳以下は医療機関においてワクチン接種することとしている。

（ウ）住民への接種勧奨、情報提供、相談受付

市町村は、住民に対して、情報提供や個別通知の発送を行うほか、接種実施医療機関等や接種順位等について、随時住民へ情報提供するとともに、ワクチン接種に関する住民からの相談に応じることとされた。

a コールセンター等の設置

市は、令和3年3月1日からワクチン接種に係る相談や集団接種会場における接種の予約に対応するためコールセンターを設置するほか、予約システムの整備、自動応答電話サービスシステムの整備等を行った。

b 接種券の送付

市は、まず、令和3年4月26日から医療従事者等、65歳以上の高齢者、高齢者施設等の従事者及び65歳未満で基礎疾患を有する者に対し、接種券及び接種の案内を一律に送付し、以後、年齢区分などに応じ対象者を抽出した上で順次送付し、令和4年11月11日から乳幼児に対し、一律に送付した。

なお、接種券の送付方法について、手引きには、以下のとおり記載されている。

（a）印刷物（接種券、予診票、案内等）の準備

市町村は、当該市町村における新型コロナワクチンの接種対象者に対し、接種実施医療機関等が当該市町村の接種対象者であることを確認できる「接種券」を発行し、接種の案内とともに対象者に送付する。

(b) 接種券等の印刷及び封入封緘について

接種券等については、住民基本台帳に記載されている者のうち、新型コロナウイルスワクチンの接種対象者個人ごとに市町村が送付する。

(c) 対象者への周知・啓発

新型コロナワクチンの接種を行う際は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定による公告を行い、接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、使用する新型コロナワクチンの種類、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項を厚生労働省（以下「厚労省」という。）が作成する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の概要、予防接種の有効性・安全性及び副反応その他接種に関する注意事項等を盛り込んだ資料を活用して、十分な周知を図ること。また、周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。

(エ) 新型コロナワクチン等の割り当て

新型コロナワクチン等について、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てることとされた。

市は、県から割り当てられた新型コロナワクチン等を、接種実施医療機関等の接種可能量等を考慮した上で、接種実施医療機関等へ割り当て、配送している。

ウ 市に認められる裁量

市に認められる裁量は、大きく以下の2点が挙げられる。なお、(イ)については、令和4年10月24日に開催された厚労省主催の自治体説明会において説明されたものであり、市は、令和5年5月8日以降、乳幼児用の接種券の送付を一律個別送付方式から接種希望者からの申請方式へ変更している。

(ア) 接種券の発送は、一斉に送付すると予約時の混雑が懸念される等の理由により、年齢階層別、地域別、あいうえお順などで段階的に送付

するなど、それぞれの自治体の実情に合わせた順番や時期とすることができる。

(イ) 乳幼児用の接種券を対象者全員に送付せず、住民からの申請方式のみによる送付も可能である。

(2) 予防接種法に基づく健康被害救済制度の仕組み

ア 救済制度について

予防接種後の副反応による健康被害については、極めてまれではあるものの不可避免的に生じるものであることから、接種に係る過失の有無に関わらず迅速に救済することとされている。

ワクチン接種は、旧法では第6条第3項の予防接種とみなし、新法では第6条第3項の予防接種として予防接種法の規定を適用し行われるものである。

このことから、同法第15条の規定に基づき、市町村長は、新型コロナワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた者について、救済給付を行うこととされ、救済給付に係る費用は、同法第27条第2項の規定により、国が負担することとされている。

なお、同法第15条により市が処理する事務については、旧法では第29条の規定により、新法では第30条の規定により第1号法定受託事務とされている。

イ 給付手続の流れ

請求者は、給付の種類に応じて必要な書類を揃えて市町村に対し請求し、請求を受理した市町村は、市町村長が設置する予防接種健康被害調査委員会において請求された事例について医学的な見地から調査を実施する。

なお、予防接種との因果関係が比較的明らかなアナフィラキシー等の即時型アレルギーの場合で、医師が診療録等を記載した書類を提出した場合には予防接種健康被害調査委員会による調査を省略できる。

その後、市町村に提出された請求書類と予防接種健康被害調査委員会が調査した資料を、市町村は都道府県に進達し、都道府県は厚労省に進達する。厚生労働大臣は、進達された請求について、疾病・障害認定審査会に諮問し認否等についての答申を受け、都道府県を通じて市町村に

通知する。

なお、予防接種法に基づく健康被害救済の実施に当たって必要な因果関係の認定は、同法第15条の規定に基づき、厚生労働大臣が専門家の意見を聞いた上で行うこととしているため、申請受理の段階において、各市町村が受診証明書、診断書、診療録等から当該健康被害と予防接種との因果関係を判断する必要はなく、各市町村においては、仮に医療機関等が因果関係は不明又は認められないとしている場合であっても申請は可能であるとされている。

市は、市が実施した予防接種によるものと疑われる健康被害が発生した場合において、当該健康被害について医学的見地から調査するため、健康被害ごとに、川口市予防接種健康被害調査委員会を置いている。

(3) 監査対象事項に係る費用等

監査対象事項に係る費用で、本件請求から1年以内の対象となるものは、以下のとおりである。

ア 『広報かわぐち』印刷費用（需用費）

全体としては5,763万9,715円であるが、ワクチン接種等に関する記事の掲載部分として案分計算すると226万2,739円となる。

なお、ワクチン接種等に関する記事の存否に関わらず印刷費用は発生するものであった。

イ 市ホームページ維持費用（役務費）

全体としては507万5,400円であるが、市公式ホームページ部分に関する部分としては424万3,800円となる。

なお、ワクチン接種等に関する記事の存否に関わらず維持費用は発生するものであった。

ウ 接種券送付等費用（役務費・委託料）

接種券の作成、送付に関しては接種券等の作成に係る委託料が支出されているほか、郵送費用が発生している。接種券等の作成に係る費用としては6,682万8,337円、郵送費用としては3,636万2,510円となる。

エ 集団接種会場設営等費用（役務費・委託料・使用料及び賃借料）

集団接種会場の設営等に関しては、集団接種会場の借上料のほか、集団接種会場運営委託料、人材派遣手数料や問診業務委託料など合計7億8,768万7,458円となる。

オ ワクチン接種に係る費用（委託料）

ワクチン接種に係る費用に関しては、医療機関等との委託契約等に基づく費用として、11億1,752万767円となる。

カ その他（報酬・給料・職員手当等）

その他の関連する費用に関しては、集団接種会場における看護師（会計年度任用職員）や新型コロナウイルスワクチン接種推進室等の職員給与が挙げられるが、報酬、給料、職員手当等の合計で7,938万8,854円となる。

2 判断

（1）ワクチン接種の違法性等について

請求人は、ワクチン接種に係る財務会計上の行為として、①『広報かわぐち』の印刷及びホームページの維持費用、②接種券送付のための印刷及び郵送費用、③ワクチン接種実施のための会場の設営及び運営費用並びに④川口市と接種実施医療機関を契約当事者とする委託契約及び委託料に関して、直接損害として、⑤川口市が埼玉県知事に委任しているワクチン接種に関する委託契約、川口市が実施しているワクチン接種及び『広報かわぐち』に感染症の動向やワクチン接種のお知らせを掲載することに投入された人的・物的資源、⑥人的・物的資源について国からの費用負担があったとしても、それを管理する作業はすべて損失で、その作業に従事した職員給与の支払も損害、また、間接損害として、⑦将来の人口減少による固定資産税や住民税徴収額の減少が生じる旨の主張をしているが、地方自治法に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

この新型コロナウイルスワクチン接種事業は、国からの指示（委任）を受けて実施した法定受託事務であり、その安全性や有効性の判断は、国の

判断に基づいて行われており、地方公共団体に実施の可否判断の余地はなく、更にワクチンの接種は、本人等の意思（希望）確認の上で行われている。

請求人の主張は、新型コロナウイルスワクチン接種の有効性や安全性などに関する一部の見解等から、新型コロナウイルスワクチン接種事業に違法違憲性等の問題があり、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関連する一連の支出（財務会計上の行為）に、直接・間接の損害が生じているから、①ワクチン接種券の送付を申請制に、また、②違法違憲性等の問題が解消するまで事業の中断等を求めるものとなっている。

新型コロナウイルスワクチン接種の有効性や安全性などに関する様々な見解等があることは理解するが、その一部の見解等を引用し、新型コロナウイルスワクチン接種事業自体に違法違憲性等があるとして、関連する一連の支出に直接・間接の損害が生じているとする主張は、先の請求でも触れたように、国が実施を決定したワクチン接種事業そのものについて、その司法的判断を監査委員に求める内容であるから、住民監査請求の指摘としては失当である。

したがって、新型コロナウイルスワクチン接種事業により執行された財務会計上の行為の違法性等についてのみ判断する。

（２）ワクチン接種により執行された財務会計上の行為

ワクチン接種の違法性については、（１）により述べたところであるが、ワクチン接種に係る財務会計上の行為は、以下のとおりである。

ア ワクチン接種に係る契約について、市は埼玉県に委任し、さらに埼玉県が委任した全国知事会と日本医師会との間で新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約並びに変更契約が締結されていた。

イ 川口市事務決裁規程（昭和51年庁達第2号。以下「事務決裁規程」という。）第4条並びに別表第2市長決裁事項及び共通専決事項の3財務事項（２）予算の執行を伴わないものの表第3項第3号委託料のイの規定に基づき、市と医療機関以外との委託契約が締結されていた。

また、事務決裁規程第4条、別表第2市長決裁事項及び共通専決事項の3財務事項（１）予算の執行を伴うものの表第2項第1号報酬、第7号需用費、第8号役務費、第9号委託料、第10号使用料及び賃借料並

びに別表第3 個別専決事項の総務部の表職員課の項第1 2 号給料、職員手当等の規定に基づき支出した。

(3) 財務会計上の行為そのものの違法性等

財務会計上の行為に違法又は不当な行為があればその責めを免れることはできないが、上記(2) のとおり確認し、いずれも決裁権者により適法に処理されており、例えば歳出予算の裏付けを欠く等財務会計法規に違反する事実は認められない。

(4) まとめ

住民監査請求の対象となるのは、財務会計上の行為であり、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る公金の支出には、手続上の瑕疵も認められないことから違法又は不当であるとは認められず、これによって、損害は生じていないことから請求には理由がないと判断した。

川口市職員措置請求書

川口市長、コロナワクチン接種推進室長、保健部職員その他に関する措置請求の要旨

01. 請求の要旨

● 誰が(請求の対象職員)

新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 保健部職員その他 市長

● いつ、どのような財務会計行為を行っているか

1.0 「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナ ワクチン接種のお知らせ」最大2 page 部分を掲載した広報か わぐち印刷費用とホームページ維持費用支払債務履行

1.1 無権限での、4歳以下接種を含む、複数回接種終了済すべての5歳以上への次回接種券送付のための印刷費用郵送費用支払債務履行(5類移行前)

川口市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター050-3160-9567で接種券送付開始済み確認 甲1 file / 01/ 1a.png

1.2 無権限での、4歳以下接種を含む、複数回接種終了済みすべての5歳以上次回ワクチン接種実施のための集団接種会場の設営と運営費支払債務履行(5類移行前)

1.3 無権代理(民法113条1項)による川口市丙と接種実施医療機関丁を契約当事者とする4歳以下接種を含む、複数回接種終了済みすべての5歳以上次回接種対象委託契約と委託先への委託料支払債務履行 乙0 file / 01/ otsu0a.pdf otsu0b.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/000860717.pdf>

(注釈: 1Aロ b 部分で述べたように、オミクロン株は、感染症法、予防接種法、感染症法施行令に規定された病原体ではない。上記ひな型オミクロン株対応版契約書は不存在であ

るのでそのこと自体が違法性の要件を充足する。また、そもそも監査請求書最終pageどのような措置を請求するのか? 3 部分で言及したように、この契約書では特例承認で認可されたSARS-CoV-2ワクチンを厚労省通達文書(健監発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に使用できる根拠となっていない。SARS-CoV-2も感染症法、予防接種法、感染症法施行令のどこにも規定されていないからである)

● その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

重大性明白性の要件充足する違法(地方自治法第2条第16項)かつ当然無効(地方自治法第2条第17項)の行政行為(ト)(レ)(ミ)について地方自治法第2条14違反

適法な行政行為(法律行為と事実行為)であるためには法令上の要件と公益に合致していなければならない<あ><い><う><え>。

(ト)(レ)(ミ)行政行為の目的物SARS-CoV-2ワクチンとは下記である

① 令和3年2月14日 mRNAワクチン(販売名:コミナティ筋注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラ、申請者名:ファイザー株式会社、申請年月日:令和2年12月18日)特例承認

② 令和3年5月21日 ウイルスベクターワクチン(販売名:バキセプリア筋注、一般名:コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)、申請者名:アストラゼネカ株式会社、申請年月日:令和3年2月5日)特例承認

③ 令和3年5月21日 mRNAワクチン(販売名:COMD19ワクチンモデルナ筋注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、申請者名:武田薬品工業株式会社、申請年月日:令和3年3月5日)特例承認

④ 前記①に追加して令和4年1月21日 mRNAワクチン(販売名:コミナティ筋注5~11歳用、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、申請年月日:令和3年11月10日)特例承認

⑤ 令和4年9月12日 mRNAワクチン(販売名:コミナティRTU筋注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラ・リルトジナメラ、申請者名:ファイザー株式会社、申請年月日:令和4



年8月8日)特例承認

⑥ 令和4年8月12日 mRNAワクチン(販売名:スパイクバックス筋注、一般名:コロナ7ウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:エラソメラン・イムエラソメラン、申請者名:モデルナ・ジャパン社、申請年月日:令和4年8月10日)特例承認

⑦ 前記①及び④に追加して令和4年10月5日 mRNAワクチン(販売名:コミナティRTU筋注6か月〜4歳用、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラン、申請者名:ファイザー株式会社、申請年月日:令和4年7月14日)特例承認

(D) 委託契約について

<ア>その行政行為が権限ある行政庁の行為であること(主体的要件)

川口市丙の代理人埼玉県知事と埼玉県知事の代理人全国知事会甲は、特例承認で認可されたSARS-CoV-2ワクチンを厚労省通達文書(健感発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))に対して使用するための契約権限を与えられていない。SARS-CoV-2もオミクロン株も感染症法、予防接種法、感染症法施行令のどこにも規定されていないからである。この点無権代理人による契約となっており(民法113条1項)委託契約は重大性明白性の要件充足し違法無効である。

代理契約の当事者相手方である日本医師会乙も無権代理行為を行っている。契約当事者本人である川口市丙は、厚労省自身が「厚労省通達文書(健感発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))」の文書を保有していないので(証拠乙37 健0716第12号 参照)、SARS-CoV-2、オミクロン株と(健感発0210-5号)で定義された法定病原体との同定作業が不可能なので、無権代理契約追認不可能である(民法113条1項)。

主体に関して、委託契約代理人である知事と本人川口市はそれぞれの所属自

治体担当者が刑法156条158条虚偽公文書作成行使等罪もしくは薬機法66条68条違反の構成要件に該当する実行行為をおこなってきており、違法性阻却事由が存在であることが推定されるので(論点1Bロ 12 f3)、クリーンハンスの原則により、下記<イ><ウ><エ>の要件について違法性は推定されない。<イ><ウ><エ>の要件について違法性の立証責任は市長とワクチン接種室長側にある

<イ>その行政行為の内容が法令上の要件に合致し、かつ公益に合致していること(内容的要件)

a 委託契約目的物の属性に関し 論点1A1B1D

予防接種法2条違反・予防接種法附則第7条要件非充足・薬機法66条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反の可能性 = 内容が法令上の要件に合致していない

b 論点1E

憲法13条21条25条31条32条違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反 = 内容が公益に合致していない

<ウ>その行政行為(法律行為)が法令上の手続を踏んでいること(手続的要件)

下記厚労省先行行為(ミ)が重大性明白性の要件を充足する瑕疵であるので違法無効となり、後行行為に違法性が承継される

<エ>その行政行為(法律行為)が一定の文書の形式に基づいて表示されていること(形式的要件)、

全国統一の様式 3-4-5 契約書というひながたの内容に沿っているものの<ア><イ><ウ>の要件を充足していないので、無意味である

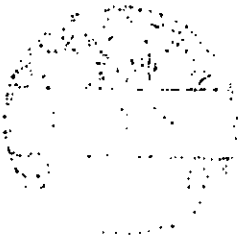
<オ>違法性の承継

委託契約を根拠とする委託料支払い債務履行のための支払支出命令などの後行行為も、先行行為(ド)委託契約が違法無効なので、違法性を承継する

委託契約を根拠とする接種券送付のための印刷代金郵送代金支払支出命令

3

4



などの後行行為も、先行行為(イ)委託契約が違法無効なので、違法性を承継する。

④コロナワクチン接種実施について

市町村によるコロナワクチン接種実施の法的性質は市民との関係において、接種は強制ではないと主張されながらも下記abcの理由で意思表示を要素とする法律行為の行政行為「命令的行為」と解釈する。しかし必ずしも命令的行為と想定できない事例は、事実行為・その他、と解釈する

a 旅行支援などワクチン非接種者に対する差別的な取扱いをするさまざまな憲法14条違反の政策が施行されている

<https://www.saihan.or.jp/proclamation/001042.html>

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 45pageなどは、憲法29条財産権を間接的に侵害しており憲法14条違反である

https://www.chisou.go.jp/toki/rinjikoufukin/pdf/20220428_youkou.pdf

b 作為による欺罔行為(論点1Bイロ・論点1Bロ f1 f2 f3)・不作為による欺罔行為(論点1Cイロで詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意書に治験中である旨の記載がない)により同意署名が提供されている

c 治験中のワクチンは成分のすべてを公開することが義務付けられていないがホームページ・接種券・同意書に治験中である旨の記載がないために、特例承認書類の黒塗りされていた不明成分については強制と同義である

＜ア＞その行政行為が権限ある行政庁の行為であること(主体的要件)

a, (イ)＜ア＞で述べたように委託契約が代理権限のない無権代理人による契約であり、本人川口市丙による追認不可能なので、川口市は実施権限なし。

b, (ニ)処分行為が重大性明白性の要件充足するので、川口市は実施権限なし。

主体に関して、川口市は、担当者が刑法156条158条虚偽公文書作成行使等罪もしくは薬機法66条68条違反の構成要件に該当する実行行為をおこなっており違法性阻却事由が存在であることが推定されるので(論点1B ロ f2)、クリーンハンプスの原則により、下記＜イ＞＜ウ＞＜エ＞の要件について適法性は推定されない

川口市はワクチン接種推進室長・市長が刑訴法239項2項違反を継続しており、クリーンハンプスの原則により、下記＜イ＞＜ウ＞＜エ＞の要件について適法性は推定されない。川口市は監査委員が刑訴法239項2項違反を継続しており、クリーンハンプスの原則により、下記＜イ＞＜ウ＞＜エ＞の要件について適法性は推定されない

＜イ＞＜ウ＞＜エ＞の要件について適法性の立証責任は市長とワクチン接種室長側にある

＜イ＞その行政行為の内容が法令上の要件に合致し、かつ、公益に合致していること(内容的要件)。

a 実施目的物の属性に関し 論点1A1B1D

予防接種法2条違反・予防接種法附則抄第7条要件非充足・薬機法66条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反の可能性 = 内容が法令上の要件に合致していない

b 論点 1C 1E

医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法 第1条の4第2項違反・憲法13条21条25条31条32 条違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反 = 内容が公益に合致していない

＜ウ＞その行政行為が法令上の手続を踏んでいること(手続的要件)

手続的要件については実施の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/001025483.pdf> にしたがっていると推察さ

5

6

れるが下記厚生省先行行為(ミ)が重大性明白性の要件を充足する環境であるので違法無効となり、後行行為に違法性が承継される

a 実施の手引き 説明義務について 102 page

安全性有効性の判断権者は厚生省であったとしても安全性有効性の説明伝達義務は使者その他としての実施主体の市町村にある。厚生省による、安全性・有効性の判断は、論点1A口で言及したように、2020年5月末から開始され現在まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成する。4歳以下含む川口市民へのワクチン接種実施行為は、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、安全性・有効性に関する説明義務履行が原始的不能となっている。

また、HERSYSのdata詐欺事件で未記入を未接種に計上していた点が発覚後、新型コロナウイルス感染者の全数届け出が見直されたのに伴って、厚生省は2022年8月22～28日以降の分から接種歴別dataのADB資料公表をしていますが、この点利益相反のない第三者による検証が不可能となっており、安全性・有効性に関する説明義務履行が後発的不能ともなっている。

なにより論点2A口部分で不作為による無回答をlist化したように、川口市長とワクチン接種室長が不作為により各法令違反などや論点1B口f1についての説明義務をまったく完了せず、説明義務不履行状態を長期間継続している点が、原始的不能・後発的不能の客観的事実と推定される(民法159条1項)

b 実施の手引き 文書による同意 92 page

医師による治療行為は、一般的に「傷害罪」の構成要件にあたるが、患者の「同意」の存在は違法性阻却事由に該当する

(1) 同意の有効性

同意の対象は、結果を含む構成要件該当事実であり、特にその結果について同意していることが必要とされるので、障害未遂(暴行)・傷害までしか同意していないところ、致死傷の結果についてまでは同意していないので同意は無効である。

(2) 同意に瑕疵がある場合

行為による欺罔行為(論点1Bイロ・論点1B口f1 f2 f3)・不作為による欺罔行為(論点1Cイロで詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意書に治療中である旨の記載がない)による錯誤に基づく同意は、惹起される結果の法益侵害性やその法的評価に影響を与えるような事実について錯誤に陥っていた場合、同意の法的行為が否定される。

とくに(イ)・(ロ)・(ミ)行政行為について、権限のない行政庁により、明白性・重大性の要件を充足する違法無効な行政行為が行われている点は「法的評価に影響を与えるような事実」にあたるので同意は無効である

弱体化されているノバパックス除く川口市民すべての接種者の同意は、積極的に自備行為を望んでいたような例外を除き無効である

<エ>その行政行為が一定の文書の形式に基づいて表示されていること(形式的要件)。

<ア><イ><ロ>の要件を充足していないので、無意味である

<オ>実施に関する支払い支出命令などの後行行為も、先行行為(レ)が違法無効なので、違法性を承継する。

(ミ)前提としての厚生省から市町村である川口市に対する接種実施するための通知(処分行為もしくはその他)

国が川口市に対し、コロナワクチンを供給し、対象年齢の接種を行うよう、予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定により第一号法定受託事務を通知することは法所定の処分行為(その他法律行為)に該当する。

<ア>その行政行為が権限ある行政庁の行為であること(主体的要件)

今まで行われてきたHERSYS発生届は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いてすべて無効であるので、予防接種法附則第7条「厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)のまん延予防上緊急の必要があると認めるときに該当しない。厚生省自身が 厚生省通達文書(健感発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス

7

8

感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の文書を保有していないので(乙37 健0716第12号 参照)、SARS-CoV-2、オミクロン株と(微感染0210-5号)で法定された病原体との同定作業が不可能なので、HERSYS発生源が後発的に有効となることもない。よって予防接種法附則抄第7条要件非充足である。

つまり、予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定により第一号法定受託事務を通知する権限がない

主体に関して、厚生省は担当者が刑法156条158条虚偽公文書作成行使等罪もしくは薬機法66条68条違反の構成要件に該当する実行行為をおこなっており違法性阻却事由が存在しないことが推定されるので(論点1Bイ)、クリーンハンスの原則により、下記<イ><ウ><エ>の要件について違法性は推定されない

<イ>その行政行為の内容が法令上の要件に合致し、かつ、公益に合致していること(内容的要件)。

a 目的物の属性に関し 論点1A1B1D

予防接種法2条違反・予防接種法附則抄第7条要件非充足・薬機法66条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反の可能性 = 内容が法令上の要件に合致していない

b 論点1E

憲法13条21条25条31条32条違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反 = 内容が公益に合致していない

<ウ>その行政行為が法令上の手続を踏んでいること(手続的要件)

権限なき主体による予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定により第一号法定受託事務の通知

<エ>その行政行為が一定の文書の形式に基づいて表示されていること(形式的要件)

権限なき主体による通達文書として処分行為が行われている

<オ>違法性の承継

委託料支払い債務履行のための支配支出命令などの後行行為も、先行行為《ミ》行政行為が違法無効なので、違法性を承継する

接種券送付のための印刷代金郵送代金支配支出命令などの後行行為も、先行行為《ミ》行政行為が違法無効なので、違法性を承継する

重大性明白性の要件充足する違法(地方自治法第2条第16項)かつ当然無効(地方自治法第2条第17項)の行政行為《ド》《レ》の法的責任 <カ><キ><ク>

<カ>刑事的責任

a 広報紙配布とwebsite掲載運営は自治事務にあたり行政行為《ド》《レ》に関連した事実行為であり、薬機法66条68条違反・市長や担当者に刑法156条虚偽公文書作成行使等罪 (対象は接種者と未接種者)

論点1B口f2)部分参照

b 行政行為《ド》について殺人予備罪 刑法201条199条 (対象は接種者のみ)

重大性明白性の要件充足する行政行為《ド》において、権限なき主体による違法無効な委託契約により、権限なき主体が目的物SARS-CoV-2ワクチンを手配し、委託先丁への委託料支払い債務の履行と支払い支出命令その他付随財務会計行為をおこなうことは殺人予備罪の実行行為にあたる。現状、刑事告発状が受理されないため、殺人予備罪刑事責任については 前回126号... 監査請求書 不当性の要件 (論点2B口)で述べた。

c 行政行為《レ》について障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪 刑法204条208条 (対象は接種者のみ)

9

10

重大性明白性の要件充足する違法無効な行政行為(レ)において、

権限なき主体による、傷害における有形力の行使が行われる集団接種会場の設置と運営費支払債務の履行と支払い支出命令その他付随財務会計行為は、たとえ有資格者医師として集団接種会場で直接傷害の有形力の行使を行わなくても傷害の共犯行為にあたる。

権限なき主体による、傷害における有形力の行使が行われる集団接種会場へ被害者を集合させる接種券送付行為と接種券印刷郵送支払債務の履行と支払い支出命令その他付随財務会計行為はたとえ有資格者医師として集団接種会場で直接傷害の有形力の行使を行わなくても傷害の助行行為にあたる。

行政行為(ド)＜ウ＞部分で述べたように弱体化されているノミパックス除く川口市民すべての接種者の同意は、積極的に自傷行為を望んでいたような例外を除き無効であるので、最低限の法益侵害行為として、障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪を構成する

(1)構成要件該当性

安全性及び有効性が証明されていないSARS-CoV-2ワクチンを川口市民に接種させようとする行為は、それによって傷害の結果を招くことが起こりうることを認識して、これが起こってもよいと認容して接種を実行させたことになるので、傷害の未必の故意による傷害罪の実行行為をなしたものであり、それにより一部の被接種者を死傷に至らしめ、あるいは傷害未遂罪として、接種者全員に対して致傷に至る危険な状態に陥れたのであるから、障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害の構成要件に該当することが推定される

(2)違法性阻却事由不存在

市長とワクチン接種室長は126号監査請求において監査委員に対して予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っている、との抗弁を提出したとのことであるが、権限なき主体により処分行為として通知された予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を権限なき主体として行っていること、そのこと自体は違法性阻却事由にあたらない。(行政行為(ミ)＜ア＞参照)仮にもし違法性阻却事由に関する錯誤があったとしても、故意・過失などの主観的要件で考慮されるべき事由である。

市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「コロナワクチンは強制ではない」と抗弁したとのことであるが、「コロナワクチンが強制ではない」ことは客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。また、市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれている」と抗弁したとのことであるが、厚生省による、安全性・有効性の判断は、論点1A口で言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。日本小児科学会の推奨も無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。本人・親権者の自己決定権も客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。接種者親権者の同意は無効である(行政行為(レ)＜ウ＞参照)

違法性阻却事由不存在であることが推定される

(3)期待可能性

権限なき主体として予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っていたとしても、行政行為(ド)(レ)(ミ)すべての行政行為が重大性明白性の要件を充足し当然無効である。市長とワクチン接種室長、その他保健部職員担当者は刑事訴訟法239条2項公務員の告発義務に基づき告発をして、違法無効な行政処分には機関訴訟を提起するなど違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能だったので、他の違法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される

(4)主観的要件としての故意・過失

作為による欺罔行為(論点1B口f1 f2)・ほかの当事者による作為による欺罔行為(論点1Bイ口・論点1B口f3)の不告知・不作為による欺罔行為(論点1Cイ口で詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意書に治験中である旨の記載がない)があるので、主観的要件充足が推定される。とくに126号監査請求受理日以降は、論点1A口につき説明義務履行が原始的不能・後発的不能になっていることを認識・認容しながら説明義務履行の原始的不能・後発的不能についてホームページ・接種券・同意書で周知していないので、未必の故意が認められる。故意が認定されない場合は業務上過失傷害の過失犯として主観的要件充足することが推定される

<キ>民事的責任 市民納税者からの国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

a 広報紙印刷配布とwebsite掲載運営は自治事務にあたり行政行為(「し」)に関連した事実行為であり憲法66条68条違反・刑法156条虚偽公文書作成行使罪に関する民事的責任(国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務)(対象は接種者と未接種者)

(1)未接種者について

未接種者は接種者のように障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪における有形力の行使を身体に受けていないので、ここに身体的損害について記載する。住民訴訟は客観訴訟ではあるが、86号監査請求で述べた厚生省も認めているシェディングエクソソームの被害を経験しない健康体の方には想像もつかないので、ここでは監査請求人の個人的体験を記載してみます。

(a)身体的損害

ワクチン接種の3回目が始まった直後の2021年12月から2022年6月あたりまで、川口市内住宅街や川口駅西川口駅駅域ヶ谷駅付近では1日の救急車の稼働音が2桁に達することが多かった。ちょうど2022年1月2月同居の親族が3回目を接種したところから、関節部分にしか皮膚アレルギー症状が出たことのない監査請求人のすね部分に見たこともない皮膚病症状が出た。その症状は1日の救急車の稼働音に比例して悪化していたが、4回目以降は3回目までより接種者が少なく、同居の親族も厚生省のdata詐欺事件(論点1B-I)から安全性有効性に関する説明義務履行の後発的不能を認識し、4回目以降を接種していないので、ちょうど2022年7月あたりまでで自然治癒した。2022年6月10日ワクチン接種室長はワクチン接種は重症化予防のために行うとのmail返信を監査請求人に返されたが、65歳以上の高齢者である親族2名はすべてのHERSYS発生届が無効であり「重症化予防効果を目的に」などの記載に虚偽があるという認識はしていなかった。この続きは、次の(b)(i)経済的損害の直接損害のところで述べます

(b)経済的損害

(i)直接損害

関節部分にしか皮膚アレルギー症状が出たことのない監査請求人のすね部分に見たこともない皮膚病症状が出た。医源病の加害者のところでマッチポンプ医療のお布施を提供するのは無意味なので、監査請求人の皮膚症状に対する対症療法ではなく、原因療法としてグルタチオンとビタミンDのサプリメントを3回接種者である同居の親族に定期的に飲用させた。サプリメント代金は監査請求人が負担した。

ときどき監査請求人の自宅に無料滞在する、同居していない3回接種者の親族に、見たこともない皮膚病症状が出たすね部分の写真をmail送信して、2022年4月は東京都内の品川プリンスホテルに連泊してもらった。このホテル滞在費用は直接損害にあたる

(ろ)間接損害

「重症化予防効果を目的に」などの虚偽の記載を借用した高齢者が接種をやめないで、国民1人あたり60万円の負担となっている。納税者の財産権(憲法29条)を間接的に侵害している。直接損害よりはるかに大きい。

(c)精神的損害

未接種者の精神的損害に関して、実施主体の市町村ではなく県知事相手の国家賠償請求訴訟として例えば千葉地裁令和5年(ワ)第261号が係属している。

争点は

①厚生省自身が 厚生省通達文書(健感発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の文書を保有していないので(Z37 健0716第12号 参照)、SARS-CoV-2、オミクロン株と(健感発0210-5号)で法定された病原体との同定作業が不可能なので、HERSYS発生届がすべて無効であること。

②厚生省自身が 厚生省通達文書(健感発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の文書を保有していないので無意味なPCR検査により、法定された病原体との同定作業

(3)

(4)

が全くおこなわれていないこと。

となっている

(2)接種者について

現状 身体に対する有形力の行使に関する刑事告訴状告発状が受理されないで、(a)身体的損害 (b)経済的損害 (c)精神的損害に関して

薬機法66条68条違反・刑法156条虚偽公文書作成行使罪での被害届を、司法警察職員に提出する計画である。

c 行政行為(レ)について、障害未達(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪に関する民事的責任 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務 (対象は接種者のみ)

ワクチン製造業者が判決により賠償を命じられる場合に備え、ワクチン 製造業者に対して国が補填する契約を締結することができる(法附則第8条)が、一時金など損害賠償が不服である場合は、実施主体である市町村またはワクチン製造業者を民事訴訟で訴えることになる。身体的損害・精神的損害につき不法行為(国家賠償法1条1項)を構成する。

厚生労働省医薬食品局「医薬品・医療機器等安全性情報」273号によると2009年新型インフルワクチンの副反応死亡例133件も、接種との関連認められないとされていた。因果関係の定義は各法により異なってくるものの、ワクチン接種と死亡の因果関係認定が予防接種健康被害救済制度(通事録非公開)の67件を除き1件であり、副反応検討部会と疾病障害審査会の2つがあって、それぞれ因果関係の考え方が異なっており、さらに国賠訴訟では厚生労働省は再度因果関係を争うであろう。

(a)身体的損害

(1)不法行為

<カ>c(1)構成要件該当性 参照

(2)客観的要件に関する違法性阻却事由

市長とワクチン接種室長は126号監査請求において監査委員に対して予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っている、との抗弁を提出したとのことであるが、権限なき主体により処分行為として通知された予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を権限なき主体として行っていること、そのこと自体は客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由にあたらない(行政行為(ミ) <ア>参照)。仮にもし違法性阻却事由に関する錯誤があったとしても、故意・過失などの主観的要件で考慮されるべき事由である。

市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「コロナワクチンは強制ではない」と抗弁したとのことであるが、「コロナワクチンが強制ではない」ことは客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。また、市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれている」と抗弁したとのことであるが、厚生労働省による、安全性・有効性の判断は、論点1A口で言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。日本小児科学会の推奨も無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。本人・親権者の自己決定権も客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。接種者親権者の同意は無効である(行政行為(レ) <ウ>参照)

(3)因果関係

証明妨害について

まさしく、実施主体川口市の、不利益事項の不告知という不作為により身体的損害について因果関係の立証が困難な状況が招来された。治験中のワクチンは成分のすべてを公開することが義務付けられていないが、ホームページ・接種券・同意書に治験中である旨の記載がないために、特例承認書類が黒塗り文書だらけで、因果関係立証が困難な状況が招来される点について接種者は認識できなかった(論点1Cイ)

この点、証明妨害の理論(東京高裁平成3年1月30日判決 判例時報1381号49頁以下)により、因果関係についての立証責任は、因果関係不存在についての立証責任が、実施主体川口市側にある。

15

16

(4)主観的要件

作為による欺罔行為(論点1B口 f1 f2)・ほかの当事者主体による作為による欺罔行為(論点1Bイ・論点1B口 f3)の不告知・不作為による欺罔行為(論点1Cイ)で詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意書に治験中である旨の記載がない)があるので、主観的要件充足が推定される。とくに126号監査請求受理日以降は、説明義務履行が原始的不能・後発的不能になっていることを認識・認容しながら説明義務履行の原始的不能・後発的不能についてホームページ・接種券・同意書で周知していないので、故意が認められる。

(c)精神的損害

ご遺族の慰謝料請求権などに対する国家賠償債務と法定利息

参考資料：身体的損害に関する国家賠償請求訴訟第1号の訴状 丙08

掛谷英紀氏によると、今回と同じようにWHOがからんでいた2009年のインフルエンザ流行の件(86号監査請求口頭陳述資料提出)でも海外の学会で研究所流出人口説が最も有力になっている、とのことである。

2023年5月22日EU議会で開かれた第三回国際covidサミットを終えたpress conference ミスラフ・コラクシッチ議員発言「世界保健機関(WHO)は、その被害と広めた種から、テロ組織として認定されるべきです。今日、WHOと契約するよりも、コロンビアの麻薬カルテルと契約する方が安全だろう。」後ろで笑ってるのはSindic議員

日本語

5月2日から三日間ブリュッセル欧州議会での国際covid・サミットwebsite

<https://www.internationalcovidsummit.com/>

European Parliament - International COVID Summitすべての動画 list

● デビッド・マーティン博士は、「新型コロナウイルス開発の1965年からの驚愕の歴史」で遺伝子のライセンスや特許を許可することのリスクと、機能研究の利得を進めることについて警告を発しました。SARS 1は、ノースカロライナ大学バリック教授が開発した「感染性複製欠陥」新型コロナウイルスの出現が計画された出来事であることを示す説得力のある証拠を提供してくれた。その証拠には次のようなものがある。2014年の秋に、ノースカロライナ大学チャペルヒル校の生物兵器研究所が機能強化研究の一時的停止命令の免除を受けたこと；2016年には、米国科学アカデミー紀要で「SARSコロナウイルスは2018年に人類に出現する準備ができている」と述べた論文が既に掲載されていたこと特に、2019年4月、つまり新型コロナウイルスの勃発する数カ月前にモデルナ社は特許を4回改訂し、「偶発的または意図的な呼吸器系病原体の放出」をワクチン製造の理由として挙げた

● パンデミックデータ&アナリティクス(以下、パンダ)のニック・ハドソン氏は、過去3年間、世界の議論や報道を支配してきた誤ったシナリオについて議論しました。

● Ciro Isidoro博士は、コビットは新しい病気ではなく、昔からある病気であることを示し、検死を行わなければ死因を特定できないことを強調した。

17

18

● Giovanni Meledandri博士は、コロナウイルスの進化について述べ、病気が軽くなり、ワクチン耐性の変異体が選択されるというパターンを示した。

● Stramezzi博士は、イタリアでの早期対応の重要性を強調し、最も重要なことは、2020年6月にCOVIDが治療可能な病気であることが知られたことである。

● Luis Fouche博士は、義務化と早期治療の効果について説明しました。特にマスクと関連データに焦点を当てた。

● Philippe Brouqui教授は、COVIDを治療するためにヒドロキシクロロキンを使用することについて分析を行いました。

● Pierre Kory博士は、イベルメクチンについて、また、このCOVIDの時代を通じて、製薬業界と学術出版業界の事業全体がいかに危ういものであったかについて、詳しく述べられた。

● ジェイソン・クリストフは、メディアと情報戦技術がいかに武器化され、私たちに対して展開されてきたかについて講演しました。彼は、犯罪が行われ、心理学と心理技術（「ナッジ」技術を含む）が一般市民に対して武器化されたと結論づけた。

● ハーヴェイ・リッシュ博士は、「ワクチン」の有効性に関するデータ操作の問題点を例に挙げました。

● バイロン・ブライドル博士

● フランチェスカ・ボナート欧州議会議員（イタリア）は、午前中のセッションを総括し、真実、民主主義、自由の重要性について述べました。

● 欧州議会議員 Mislav Kolakusic（クロアチア）は、パンデミックを定義すべきは世界保健機関ではなく、医師であるという明確な発言をしました。

● クリスティン・アンダーソン議員（ドイツ）は、EUのCOVID委員会からの報告書は、今回の流行を通じて私たちが遭遇したあらゆる脅威を、常態として繰り返していることを強調しました。

● ギゼッペ・トリット博士

● ナタリア・ブレゴ博士

● Giovanni Frajese教授

● エマニュエル・ダルレス

● Alejandro Diaz Villalobosは、メキシコでの不始末がもたらす小児への影響について話しました。

● Kirk Milhoan博士（米国）は、COVID「ワクチン」に関連する心臓病、これらの「ワクチン」の小児集団への不必要な展開、それに関連する過剰な死亡率や罹患率について明確に説明しました。

● Rosanna Chifari博士は、「ワクチン」の胎児への影響、スパイクが脳のミクログリアを活性化させること、またそのCNSへの影響について述べました。

● アルネ・ベルクハルト博士は、75件の一連の剖検で観察された心臓と肺の損傷について講演しました。博士はTwitterのスレッドで、ベルクハルト博士の指摘をいくつか取り上げています。「昨日（2023年5月3日）、EU議会で開催された国際COVIDサミットで病理学者アルネ・ベルクハルト教授（ドイツ）による重要なプレゼンテーション」と書き始めています。

● ライアン・コール博士は、COVID「ワクチン」のがんへの影響について語りました。

● Vincent Pavanは、フランスにおける全死因死亡率に関するデータについて話しました。

● Theo Schettlers博士は、ワクチンの配備と高齢者の全死因死亡率超過の波との相関を示しました。

● ジェシカ・ローズ博士は、VAERSデータベースで報告された副作用の要約を発表しました。Rose博士の10分間のプレゼンテーションは、Rumble HEREで見ることができ、彼女はプレゼンテーションのスライドを彼女のSubstack HEREで共有しています。

● Meryl Nass博士とKatarina Lindley博士は、国際保健規則の改正について

19

20

警告しました。

● ロバート・マローン博士は、この日のハイライトをまとめ、サミットを締めくくりました。

今回の人災パンデミック中にC国以下のファシズム国家となり下がった泰州でもとうとう、身体的損害に関し500人による集団訴訟がTGA、保健・高齢者医療省長官のブレンドン・マーフィー博士、健康製品規制グループの前副長官ジョン・スケリット教授に対し提起された。それでも日本に次ぐブービー賞である。日本ではNHKがワクチン死亡者をコロナ死亡者と報道して、NHK会長が放送法違反について国会で偽証している?? ようなので、死人に口なしの状況となっている。世界報道自由度ランキングが後進国並みに異常に低いので、掛谷英紀氏のおっしゃる通り最低18か月程度のタイムラグがあるとすると日本でも数百人単位で集団訴訟が起きてくるのは2024年以降になるのだろうか？

身体的損害に関する国家賠償請求訴訟国内第1号の訴状 丙08によると、共同不法行為の被告は国と製薬会社ファイザーと実施主体である市町村である。訴状は相続人2分の1の分割債権であるので、仮に似たようなケースで川口市に対する相続人全員での請求となった場合訴額は2609万2064と法定利息となり、国と製薬会社ファイザー、実施主体である川口市での案分額の負担と仮定すると、死亡事例1名で川口市に対する数百万の請求となる。実施主体の川口市が仮に勝訴しても弁護士費用は納税者から見たら損失である。

乙11の証拠が示したように90日以内短期死亡率は数%であり、遅効性の毒となっているが、「死人に口なし」の状況について、他界された犠牲者の方には、この場を借りて欧州議會議員Anderson氏のことをおくります。

「EU世界健康戦略をひとことで言えば、それは納税者からの数十億ドルを大手製薬会社に強制的に供給し、無効で有害さらには致命的な製品を作らせるものだ。そして致命的な製剤によって引き起こされた損害の賠償コストを納税者に転嫁する。委員会の会長は公務の最中に自分の夫の金儲けを手助けする。政府の権利をWHOに移行することによって民主国家の根幹である市民の権利をうばう。そしてこの一切を国民の福祉向上のためだと大義名分を唱える。異なる見解を持つ人々を排他中傷し侮辱し嘲笑し排除する。このすべてが健康と無関係だ。これ(WHOパンデミック条約)はヨーロッパの主権を民から国民の統治権を奪おうとする計画なのだ。過去3年間を見れば明らかだ。EU、WHO、大型製薬企業の公共衛生事業の関心は兵器産業が世界平和に対する関心と同じだ。つまり全く関心ない、ということだ。」

21

日本語訳

<ク>行政責任

川口市は 下記aとcに関する<キ>民事的責任

a 薬機法66条68条違反・刑法156条虚偽公文書作成行使罪に関する国家賠償債務と法定利息

c 障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪に関する国家賠償債務と法定利息

を負担する可能性があるが、過失相殺など個別事例が不明なので、現時点で認定額も不明になる。

川口市が負担する国家賠償債務に関し市長・ワクチン接種室長に対する国家賠償法1条2項の求償権と民法709条に基づく損害賠償請求権があるが、<キ>民事的責任cにつき、個人の資力で担保できるのか不透明である。

1 違法性の要件

ワクチン接種推進室長、保健部職員と川口市長について、下記の事項ABCGDEに属する刑事訴訟法239条2項違反。監査委員について、86号監査請求書受理日2022年12月19日以降監査委員は論点1A1B1C1について刑事訴訟法239条2項違反に関し、地方自治法199条の2の「自己」にあたり、利害関係の「害」に属することが地方自治法199条の2「事件」にあたる。監査委員について、前回126号監査請求書受理日2023年3月24日以降監査委員は論点1A1B1C1D1について刑事訴訟法239条2項違反に関し、地方自治法199条の2の「自己」にあたり、利害関係の「害」

22

にすることが地方自治法199条の2「事件」にあたる。

A 予防接種法違反・憲法25条違反

イ 予防接種法2条違反 別紙資料 参照 甲2 file / 1A.pdf

Monday, November 7th, 2022 at 12:38 PM 市長とワクチン接種室長あてでPDF送付済

にもかかわらず返信なし

ロ 予防接種法附則抄第7条要件非充足

注記: 前回86号監査請求の口頭陳述で、SARS-CoV-2(公式文書による病原性未証明ですが、病原体名称は与えられている)covid19(病名)と、記述したのは誤りです

a 前提としての感染症法違反

HER-SYSに感染症名(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の表記が存在しないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている。保健所が、医師から提出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている発生届を異知事に報告する行為は虚偽公文書作成等罪(刑法第156条)を構成し、知事がこれまでにHER-SYSのdataを厚生労働大臣に報告した行為は偽造公文書行使等罪(刑法第158条)を構成する。よって今まで行われてきた感染症法にもとづくHERSYS発生届はすべて無効であるので、予防接種法附則抄第7条「厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。))のまん延予防上緊急の必要があると認めるときに」に該当しない

>> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

第四章 法第十二条第一項第一号に掲げる者(新感染症(法第五十三条第一項の規定により一類感染症とみなされるものを除く。次項において同じ。))にかかっていると疑われる者を除く。))について、同項の規定により医師が届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

一 当該者の職業及び住所

二 当該者が成年に達していない場合にあっては、その保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。))の氏名及び住所(保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)

三 感染症の名称及び当該者の症状

四 診断方法

五 当該者の所在地

六 初診年月日及び診断年月日

七 病原体に感染したと推定される年月日(感染症の患者にあっては、発病したと推定される年月日を含む。)

八 病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域(以下「感染原因等」という。))又はこれらとして推定されるもの

九 診断した医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師にあっては、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名

十 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項

その後、HER-SYS入力項目は18項目から8項目に簡素化されたが、感染症名は入力項目になっていない。下記は岐阜県の文書ですが、図表がわかりやすいのでとりあげます。 Z1 file / 1A / ロ / gifu.pdf

<https://www.gifu.med.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/09/ecf32f6426dbc20e1f10087b622495b0.pdf>

新型コロナウイルスは、一般集合名詞であるところ、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の定義については、厚労省通達文書(健感発0210-5号)において、次のように記載されている。

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))

b オミクロン株は、感染症法、予防接種法、感染症法施行令に規定された病原体ではない。HER-SYSで使われている「新型コロナウイルス感染者」という表記は、「新型コロナウイルス」という感染症法及び感染症法施行令に存在しない表記を使っている。オミクロン株のまん延を理由とした厚生労働大臣のワクチンの指定には、法的根拠が存在しない

23

24

また、SARS-CoV-2と厚労省通達文書(衛感発0210-5号)において、定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の関係性が不明であるが、SARS-CoV-2とオミクロン株の関係性も不明である

なぜならオミクロン株を含むコロナの変異株全てが自然の摂理では考えられない変異が存在し、人工である可能性が高いからである

荒川氏論文 Z2 file /1A / 口 / arakawa3.pdf

日本語blog解説

フーリン切断部位について引用

下記は荒川博士blogより引用

>> フーリン切断部位は新型コロナウイルス(監査請求人による注釈:この記事ではSARS-CoV-2を示していると思われる)進化の謎の1つであり、新型コロナウイルス(監査請求人による注釈:この記事ではSARS-CoV-2を示していると思われる)が人工ウイルスではないかと疑われている理由の1つでもあります。

下記は掛谷博士twitterより要約引用、youtube動画日本語解説が詳しいです。

>> 研究所起説の最も有力な状況証拠は、武漢研究所を含む研究グループがDARPAに提出したフーリン切断部位を導入する研究計画である。人工合成に好都合な制限酵素切断部位の配列は、人工改造の痕跡、スパイクのD614G変異は人工起説の証拠になる。フーリン切断部位のCGG-CGGコドンに、新型コロナウイルス発生源と変異が見られないことは、天然起源の根拠とならない。(監査請求人による注釈: SARS-CoV-2ワクチンは開発元DARPAプロジェクトでファイザーなど製薬会社はラベルを張っているだけ)

開発元DARPAプロジェクトについて

Z3 file /1A / 口 / pfizer-inc-covid-19-vaccine-contract.pdf moderna-covid-19-vaccine-contract

<https://www.hhs.gov/sites/default/files/pfizer-inc-covid-19-vaccine-contract.pdf>

<https://www.hhs.gov/sites/default/files/moderna-covid-19-vaccine-contract.pdf>

掛谷氏論文 Z4 file /1A / 口 / hkakeya.pdf

https://www.istage.ist.go.jp/article/ips/tbq/15/0/15_22/_pdf/_char/en

日本語動画解説

最新tweet 引用

>> 今回一番驚いたこと。送金がかかるので組織名は伏せるが、新型コロナの塩基配列が公開された瞬間、その組織は大騒ぎになったらしい。みな人工起源を疑ったとのこと。だが、その後指口令が布かれ、この話題が議論できなくなったそう。本来の科学ではあってはならないこと。生命科学はやはり異常。

掛谷氏と荒川氏の共著論文 丙01 file /1A / 口 / 2022Omicron_Paper_final3.pdf

25

26

日本語解説

近日、米国エネルギー省やFBI長官がRedfield前CDC長官に続き、SARS-CoV-2武漢研究所流出説の可能性は高いと発言したが、そのこと自体はSARS-CoV-2の改変行為もしくは過失行為による流出の当事国がもう1つの当事国にその責任をなすりつけようとする意図しているように見受けられる。

フーリン切断部位については2022年8月3日時点で、すでに米国公聴会で言及されている。

<https://www.hsgac.senate.gov/subcommittees/etso/hearings/revisiting-gain-of-function-research-what-the-pandemic-taught-us-and-where-do-we-go-from-here/>

最新公聴会

<https://oversight.house.gov/hearing/investigating-the-origins-of-covid-19/>

マルコ・ルビオ上院議員によるまとめ文書

02 file / 1A / 口 / CD3BC3317D197A25E9FF01EBFB869357.rubio-covid-origins-report-final.pdf

丙

前回86号口頭陳述で述べたように米国コロナワクチン訴訟原告代理人弁護士RENZ弁護士は、米国やドイツは日本とちがい強制的な緊急承認制度が実施しているので、刑事訴訟・行政訴訟は門前払いの訴え却下される確率が高いので、ECOHEALTH ALLIANCE, INC., PETER DASZAK,その他を被告とする10億USDの損害賠償請求訴訟を民事訴訟で提起されました。(米国では2023年4月10日新型コロナ関連の国家緊急事態は正式に解除された)

このことに関し植民地傀儡政権の御用学者がメディアで言及した内容は掛谷博士によると海外の雑誌から1年半遅れている、とのことである。

下記はそれとは別の日本語メディア報道

B 薬機法66条68条違反

厚生省担当者に刑法156条虚偽公文書作成行使罪が成立する可能性・憲法21条違反

イ 日弁連憲法問題対策本部 副本部長 伊藤真どのに提出済み要望書5の15の2引用 甲9

>>5の1,

名古屋大学・小島勢二名誉教授が指摘された厚生省HERSYS統計詐欺問題について、質問者 自身はコロナワクチン接種券を送付している地元市長とワクチン接種重長あてで、薬機法66条68条違反を主張させていただき、その際、英国の国家統計局の最新資料も添付して、新型コロナワクチン接種同意書に記載した署名は 無効であると通知しました。地元市長とワクチン接種重長からは薬機法66条68条違反の点につき当事者の同意署名有効性の件をのぞき返信がありませんでした。監督官庁自ら接種歴不明者を未接種者に計上している点、憲法13条自己決定権の侵害、憲法21条知る権利の侵害だと思いませんか？厚生省修正後DATAも正確でなく分母をPCR検査受検者にしなければ意味がありませんし、また重傷者の接種歴内訳も不明です。この件は故意の認定に問題はない、と解釈されている影山博英弁護士のtwitterに詳細な記録が 記載されています。

その後この問題が表面化すると、厚生労働省は厚生省ADB 第98回資料から接種歴別感染人数を「非公開」対応で反応されました。すでに憲法21条は現政権与党・厚生労働省によって空文化したといえませんか？ 甲10 file 1B / イ / 5no1/ 5no1.png

2023年3月追記

未記入を未接種に計上、の件の問題点が将来的に解決したとしても、該点1A口で言及したように、HER-SYSに感染症名の表記が存在しないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている。保健所が、医師から提出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている発生届を県知事に報告した行為は虚偽公文書作成等罪(刑法第166条)を構成し、知事がこれまでにHER-SYSのデータを厚生労働大臣に報告した行為は虚偽公文書作成等罪(刑法第166条)を構成する。今まで行われてきた感染法にもとづくHERSYS発生届はすべて無効であるので、厚労省担当者によるADB資料作成行為も虚偽公文書作成等行使罪(刑法第166条)を構成する

2023年6月追記

2023年2月発行版 厚労省・COVID19治療の手引き 13page 接種歴不明者を未接種者に計上している第70回ADB資料・第80回ADB資料からdataを引用し、グラフの期間は第80回ADB資料から作成し、接種歴不明は未接種者ではなく、まとめだけに参入、されている。まとめ合計が全部含まない破綻dataとなっている。

丙03 file / 1B / イ / 5no1 / 000936655.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/000936655.pdf>

>>5の2、

厚労省がワクチン副反応分科会での資料page15で心筋炎の病状を「1から2週間持続した後、回復期に入る」と主張する根拠として挙げた循環器学会のガイドラインpage8に心臓壊死の資料が掲載されている。「心臓壊死が起こり、左室壁の運動の回復もまれではない頻度で起こる」と書かれており、決して軽い症状ではない。それにもかかわらず心臓壊死の資料を隠した厚労省担当者には刑法156条虚偽公文書作成行使罪が成立する可能性があります。この論点は東京地裁に係属している(民事部係属番号不明)、厚生労働省を被告とする、ニュルンベルク綱領に基づいた文書不開示決定違憲無効訴訟2022年11月29日第四回口頭弁論期日にてすでに主張されています

甲11 file / 1B / イ / 5no2 / 000796562.pdf

甲12 file / 1B / イ / 5no2 / JCS2009_jzum_h.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000796562.pdf>

心筋炎グラフについては2022年3月4日参議院予算委員会で梅村聡参議院議員が言及された

甲13 file / 1B / イ / 5no2 / 5no2a.jpeg 5no2b.png 2023年3月16日再度URLで画像確認。現在の厚労省のHPは改定されたものに差し替えられているが、2023年6月17日SNS配信はいまだに削除されていない

<https://twitter.com/MHLWitter/status/1448993768305164295>

2023年3月追記: ジョンズホプキンス医科大学の公衆衛生政策の教授Marty Makary博士コロナ感染症の最大の発症者は、アメリカ政府であり、JAMA誌によるとワクチン接種後のほうが4倍から28倍で心筋炎が発生している、と議会証言

Z5 file / 1B / イ / 5no2 / jama.png

引用元動画

日本語訳

Makary博士は2021年7月時点のWSJで「CDCはコロナ死とした子供達の死因をCovidによるものか持病によるものか調査してない。正確なリスク調査なしに子供にワクチンを進めるのはおかしい」と疑問を呈されていた。Z6 file / 1B / イ / 5no2 / nihongo.pdf

29

30

心筋炎については 論点1Bに EMAへのファイザー提出資料参照

日弁連要望書5の1の件につき、

Saturday, June 18th, 2022 at 3:31 PM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

日弁連要望書5の2の件につき、

Friday, November 4th, 2022 at 10:45 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

口

a 厚生省がワクチンに感染予防効果があるという書類を保持していない旨の不開示決定文書があります... 11月24日発行1124第8号開示請求2389

甲15 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4a.jpg

甲16 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4a2.jpg

b 日弁連憲法問題対策本部 副本部長 伊藤真駿に提出済み要望書7の4引用

>>7の4後半部分

2022年10月10日欧州コロナ公聴会でファイザーの役員は、ワクチンが感染を止めるか何ら実験をしていないと認めた。この点については2022年11月11日に東京エイズ 裁判の原告である川田龍平参議院議員が参議院予算委員会で言及されました

file / 1B / 口 / nichibenren3.pdf 甲9と同じ

下記欧州議会 公聴会動画はDL不可です。で「ファイザー製のワクチンが市場に流通する前に感染を防ぐかどうかのテストをしたか、この件に関してデータを提出するつもりはあるか」(15:22:50)と質問に対してファイザー社役員のSmall氏は「いいえ、市場で何が起きているかを理解するためには科学のスピードで動かなければなりません」(15:31:45)と答えた部分の静止画部分を証拠提出します。 丙D4 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4g.png 7no4g2.png

https://multimedia.europarl.europa.eu/en/webstreaming/covi-committee-meeting_202210-1430-COMMITTEE-COVI

発言者Rob Roos 欧州議会議員「コロナ公聴会でファイザーの役員は、ワクチンが感染を止めるかどうか何ら実験をしていないと認めた。他人のためにワクチンを接種しましょうという言説は全て嘘である。この嘘に基づいてワクチンパスポートが強制された。」

甲17 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4b.png

なお、この論点はとくべつ新しい論点ではないことを、すでに室長と市長あてmailで述べさせていただいております

c NYの最高裁判所でもワクチンに感染予防効果が認められないのでワクチンパスポートは違憲という判断が出ました。

d にもかかわらず、厚生労働省・岸田首相・菅相官邸自ら、感染予防効果や重症化予防効果を宣伝しています。画像1B / 口 / 7no4 / 7no4c参照

甲18 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4c.jpg 甲19 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4d.jpeg

この件につき、

Friday, November 4th, 2022 at 10:45 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

引用元動画

甲20 甲21 甲22 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4d / media_b2073600_1
media_b2073600_2 media_b2073600_3

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24394.html>

甲23 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4e.png

https://twitter.com/kantai_vaccine/status/1443416684501487616

31

32

甲24 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4f.png 7no4f2.png 甲28

この件につき、Friday, November 4th, 2022 at 10:52 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

<https://www.cpv19-vaccine.mhlw.go.jp/ga/0011.html>

この資料で「また、感染や重症化を予防する効果も確認されています」「報告があります」と何度も言っていますが、添付文書の効果・効能は変わっていない。製薬会社が認めたのなら、添付文書にも重症化予防や感染予防が加わるはず。しかし19回改訂されても、効果・効能は変わっていません。承認を受けた効果の範囲をこえることを言い切っている

<https://twitter.com/MHLWitter/status/1627865978007879680>

添付文書に記載されている効能は発症予防効果のみのことなので、薬機法66条65条違反に該当する。「広告」に当たらない場合は、虚偽公文書作成罪(刑法156条)を構成する。仮にここで特例承認後の厚労省による、安全性・有効性の

判断という事実行為が介在したとしても、厚労省による、安全性・有効性の判断は、施設1A口で普及したように、今まで行われてきたHERSYS発生病が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生病を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するからである 乙8 file / 1B / 口 / 7no4 / 6668b.png

f1. 重症化予防効果はdataがありません。

2022年6月10日ワクチン接種室長はワクチン接種は重症化予防のために行うとのmail返信をされた。そこで監査請求人は Wednesday, June 15th, 2022 at 3:00 PM 下記内容の返信をかえした

>>>市長とのとワクチン接種室長とのの自らの責任と権限において、今回のコロナワクチンに、重症化予防効果がある、と自らご判断されたとのことですが、下記の点を考慮されてのご判断でしょうか？ 第2波、第3波、第4波では、重症者数と死亡者数は対応していて、2021年6月の第5波は重症者は大幅に増加していますが死者数は減少しています。ところが、2022年の第6波では 第5波より重症者数(緑)は2/3に減少しているにもかかわらず死亡者数(青)は3倍に増えています。第5波までは重症者数とエクモ装着数はピッタリと一致しますが、第6波は死者数激増なのにエクモ装着数は激減し第5波の1/5程度。コロナと診断されたにも関わらずエクモ装着せず亡くなる方が激増しています。第84回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和4年5月10日)の資料によると、重症者852名に対し亡くなった方が220名。しかし、無症状・軽症から亡くなった方が、1683名。重症化して亡くなるより重症化せずに亡くなる方が8倍も多いです。第6波ではそもそも重症化しているひとのほうが異常に少ないのに、市長とのとワクチン接種室長とのの自らの責任と権限において重症化予防効果があると判断された、ということですね？これはいったいどういうことなのでしょう？重症化していないのに重症化予防効果があるというご認識は、その前提から論理破綻していませんか？それとも川口市だけ重症化している独自のdataをもとにご判断されたのでしょうか？その他ワクチンのゼロ効果ならぬマイナス効果についてはすでに、諸外国の公的dataで明らかになっておりますので、ご参照ください。

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1063023/Vaccine-surveillance-report-week-12.pdf

data/file/1063023/Vaccine-surveillance-report-week-12.pdf

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1066759/vaccine-surveillance-report-week-13.pdf

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1027511/vaccine-surveillance-report-week-42.pdf

https://www.health.govt.nz/covid-19-novel-coronavirus/covid-19-data-and-statistics/covid-19-case-demographics#vaccinations-details

その後の第7派でも同じ傾向 甲29 file / 1B / ロ / 7no4 / 07.png

この件についての返信なし

f2
川口市の自治体としての薬機法66条68条違反・市長や担当者に刑法156条虚偽公文書作成行使罪が成立する

可能性・憲法13条21条31条違反

(1)構成要件該当性

川口市は毎月広報わくぐちに「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」というPCR陽性者図表を掲載し、毎月ではないものの、「新型コロナワクチン接種のお知らせ」と同じpageに掲載したり、すぐ隣のpageに記載していることがある。そしてバックナンバーを川口市websiteに掲載している

Z9 file / 1B / ロ / 7no4 / 202206.pdf 202111.pdf 202306.pdf

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01010/020/2/2480.html

「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」部分のPCR陽性者の図表については、

…検点1A口で言及したように、HER-SYSに感染症名の表記が存在しないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている。保健所が、医師から提出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている発生届を県知事に報告した行為は虚偽公文書作成等罪(刑法第156条)を構成し、知事がこれまでにHER-SYSのデータを厚生労働大臣に報告した行為は偽造公文書行使等罪(刑法第158条)を構成する。よって今まで行われてきたHERSYS発生届は感染症法違反によりすべて無効であるので、広報わくぐちに掲載するための担当署による図表作成掲載行為も虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条158条)の構成要件に該当することが推定される

2021年11月号、2022年6月号で「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」という図表の隣のpageに「新型コロナワクチン接種のお知らせ」を掲載し、「重症化予防の効果が認められ」「重症化予防を目的に」という表記をし、バックナンバーを川口市websiteに掲載している点は、薬機法66条68条違反にあたる。最新号2023年6月号「オミクロン株対応ワクチン」表記も薬機法66条68条違反にあたる。添付文書にはSARS-CoV-2に対する発症予防効果について記載されていないからである。また1B ロ d 部分で述べたように、特例承認後の厚労省による、安全性・有効性の判断という事実行為がたとえ介入したとしても、厚労省による、安全性・有効性の判断は、検点1A口で言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するからである。薬機法66条68条の「広告」にあたらない場合は、「重症化予防の効果が認められ」、「重症化予防を目的に」、「オミクロン株対応ワクチン」という表記をしている点について、虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条158条)の構成要件に該当することが推定される

構成要件に該当することが推定されるので、構成要件に該当しないという主張について川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

(2)客観的要件に関する違法性阻却事由

市長とワクチン接種室長は126号監査請求において監査委員に対して予防接種法(昭和23年法律第

35

36

68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っている、との抗弁を提出したとのことであるが、権限なき主体により処分行為として通知された予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を権限なき主体として行っていること、そのこと自体は客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由にあたらない(行政行為(注) <ア>参照)。仮にもし違法性阻却事由に関する錯誤があったとしても、故意・過失などの主観的要件で考慮されるべき事由である。

市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「コロナワクチンは強制ではない」と抗弁したとのことであるが、「コロナワクチンが強制ではない」とは客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。また、市長とワクチン接種室長は川口市監査委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれている」と抗弁したとのことであるが、厚労省による、安全性・有効性の判断は、第1A口で言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。日本小児科学会の推奨も無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。接種者の自己決定権も客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。

注記1: 日本小児科学会については日本速読室2に記載したように、英国を除く世界中の公的機関がワクチン接種後13日以内・2回目接種後6日以内の死亡者をdata除外するのではなく、未接種者でカウントしてきた点につき、反論を明確にしていない。この点は子どもコロナプラットフォームのセミナーでも三浦医師が言及されました。

注記2: 日本小児科学会について。前回86号口頭陳述で述べたように、いち個人とその関連会社の利益追求団体となっているWHOについては公益性にかけるのでまったく信頼できませんが、2023年3月28日、WHOの「予防接種に関する戦略的諮問委員会(SAGE)」はこれまでの新型コロナワクチンの勧告を改定した。重要な変更は、6か月から17歳の健康な子供や青年には必ずしも接種する必要はないとした。日本小児科学会の推奨はWHO指針と矛盾することになるのだろうか? ロイター日本支社の日本語報道のしかたでSNS上の議論が発生したようなので、原文をdeepL翻訳で確認されることをおすすめします 乙38 file / 1B / ロ / 7no4 / 20230328.pdf

ロイター日本支社の日本語記事

原文

<https://www.who.int/news/item/28-03-2023-sage-updates-covid-19-vaccination-guidance>

注記3: またCDCのワレンスキー所長が新型コロナワクチン接種者がコロナを拡散できると直近公聴会で主張され、朗言を撤回した。科学の進化だそうです。日本小児科学会の推奨はCDC指針と矛盾することになるのだろうか?

(3)客観的要件に関する期待可能性

(ア)虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条)について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を充足していない点につき刑事訴訟法239条2項公務員の怠慢義務に基づき懈怠をして、届出要件を充足するように努力することが可能だったので客観的要件に関する期待可能性存在の要件充足が推定される

(イ)薬機法66条68条違反について

川口市長とワクチン接種室長は特例承認書類と添付文書を確認周知すればよいだけなので、客観的要件に関する期待可能性の要件充足が推定される

他の適法行為の期待可能性ないと抗弁される場合、他の適法行為の期待可能性ない点について川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

(4)主観的要件

主観的要件として、故意に刑法第156条158条・薬機法66条68条の構成要件に該当するまでの認識は要求されないところ、虚偽であることを認識していることが推定される

虚偽であることを認識していることが推定される要素

(ア)虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条)について虚偽であることを認識していることが推定される要素

(a)第1A口で言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるが、仮に川口市長とワクチン接種室長がHERSYS発生届が感染症法(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))として、有効に届け出されたと考えている場合、令和3年11月以降あたりから現在まで流通している病原体らしきものはオミクロンなので、主観と客観に不一致がある。(オミクロンは、感染症法、予防接種法、感染症法施行令に規定されていない。)

また、あらたに監査請求最終page「どのような措置を請求するのか」3」部分に「令和3年7月16日に厚生労働大臣から行政文書不開示決定された文書第0716第12号を乙37として証拠提出しました。厚生労働省が当該文書を保有していないにもかかわらず、HERSYS発生届が感染症名(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))として、有効に届け出された」と認識するのはそもそも不可能である。

37

38

(b)監査請求人が日弁連へ提出した要望書9の1に「デルタ株以降は遺伝子解析装置deepシーケンスでしか識別できない、とテキサス州保険局とアメリカ肺病学会のサイトに記載されていました。そもそもCDC自身が武漢株で「Covid」PCRテストがテスト校正用の分割したサンプルなしに開発されたことを認めており、事実上、別のものをテストしていることを認めています。」
Z10 file / 1B / ロ / 7no4 / cdc.pdf

<https://www.fda.gov/media/134922/download>

と記載し、この複製コピーを2022年10月24日16:04 PM川口市長とワクチン接種室長に送付済み(利害関係のない第3者BCCにも送達)であるので、このCDC文書についての存在と内容38page(Detection of viral RNA may not indicate the presence of infectious virus or that 2019-nCoV is the causative agent for clinical symptoms.), について認めている Z18 file / 1B / ロ / 7no4 / 20221024a.pdf

仮に英文を理解する能力がなかったとしても、PCR検査キットの箱の説明書に似たような内容の記載がほどこされています。

厚生労働省危機管理医療技術総括審議官の佐原康之氏も
2020年12月2日の参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会で、柳ヶ瀬裕文氏(日本維新の会)の質問に対し、「PCR検査の陽性判定は必ずしもウイルスの感染性を直接証明するものではございません」と回答

(い)薬機法66条68条違反について虚偽であることを認識している点が推定される要素

(a)論点1Cイbについて

接種群はプラセボ群の除外5倍の治験不正があつてファイザー社自身がその点を認めている点について、監査請求人が川口市長とワクチン接種室長にMarch 2nd, 2022 at 6:03 PM and March 10th, 2022 at 3:33 PM送信し、copy mailが名古屋の市民オンブズマンCCと利害関係のない第3者BCCにも送達された。除外5倍の治験不正について2022年3月2日18時03分発信済み以降認認している。(注記: このとき2022年3月2日18時03分発信済み以降、FDAへのファイザー提出資料Z11について、2022年3月29日に英客エイズ裁判の原告である川田龍平参議院議員が厚生労働委員会が言及される前にZ11も添付文書として受領している)
Z12 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302a.pdf Z13 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302b.pdf
Z14 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302c.pdf

(b)論点1Bハについて

製造会社による薬機法第68条の10第1項違反について、日弁連あて要望書copyを2022年10月24日16:04 PM川口市長とワクチン接種室長に送付済み(名古屋の市民オンブズマンCCと利害関係のない第3者BCCにも送達)であるので、このFDAへのファイザー提出資料の存在と内容についてと製造会社による薬機法第68条の10第1項違反について認認している。(注記: 2022年3月2日18時03分発信済み以降FDAへのファイザー提出資料Z11について、2022年3月29日に英客エイズ裁判の原告である川田龍平参議院議員が厚生労働委員会が言及される前にZ11も添付文書として、すでに受領している)

日弁連要望書7の4 前半部分引用

>>アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(Z11)については2022年3月29日に英客エイズ裁判の原告である川田龍平参議院議員が厚生労働委員会が言及され、(その後2023年3月22日山本太郎参議院議員が参議院・予算委員会で、2023年6月12日原口一博元総務大臣が衆議院決算行政監視委員会が言及されました。)この文書については、複数の新作物もある時谷博征MDは別のファイザー提出資料より80日以内短期死亡率5%と算出されました。2021年2月より有害事象を把握しながら、この文書を日本国厚労省に、製造会社からの報告として未提出 Z18 file / 1B / ロ / 7no4 / 20221024a.pdf

(c)

先述述べたように、2022年6月10日ワクチン接種室長はワクチン接種は重症化予防のために行うとのmail返信をされた。そこで監査請求人は Wednesday, June 15th, 2022 at 3:00 PM 返信をかけた。copy mailが名古屋の市民オンブズマンと利害関係のない第3者にも送達された。重症化していない(重症化しないで死亡するほうが多い)のに、重症化予防効果がある、との発言はトートロジーではないか?という質問内容に対し、川口市長とワクチン接種室長は自らの職務懈怠により、2022年6月15日15時00分から現在に至るまで、まったく返信を返していない。虚偽でないと思認していれば、証拠文書とともにその旨の返信を返せるはずである

Z15 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220615a.pdf Z16 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220615b.pdf

Z17 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220615c.pdf

以上、虚偽・誇大広告であることを認識していることが推定されるので、虚偽であることを認識していない点については川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

f3

埼玉県の実自治体としての薬機法66条68条違反・知事や担当者に刑法156条虚偽公文書作成行使罪が成立する可能性・憲法13条21条31条違反

(1)構成要件該当性

埼玉県は県websiteコロナワクチン接種pageに「新型コロナウイルスワクチン接種には、接種を受けなかった場合と比較して重症化予防効果などを高める効果があります。」と記載している。
Z39 file / 1B / ロ / 7no4 / saitama.png

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19vaccination.html>

…論点1Aロで言及したように、HER-SYSに感染症名の表記が存在しないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている。保健所が、医師から提出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を

39

40

「重症化予防効果などを高める効果があります」という表記をしている点は、薬機法66条8項違反にあたる。添付文書には「SARS-CoV-2に対する重症化予防効果については記載されていないからである。また1日1回口服で述べたように、特許承認後の厚労省による、安全性・有効性の判断という事実行為がきたと介介した部分でも、厚労省による、安全性・有効性の判断は、論点1Aで言及したように、今まで行われてきたHERSYS発症期が緊急症法違反によりすべて無効であるので、将来発症期を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条、民法709条)を構成するからである。

構成要件に該当することが推定されるので、構成要件に該当しないという主張については川口市長とワクチン接種率向上に立証責任がある

(あ)虚偽公文書作成行使等罪(刑法第156条)について

(イ)薬機法66条68条違反について

県知事と保健医療政策課長に他の適法行為の期待可能性ない抗弁される場合、他の適法行為の期待可能性ない点について川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

主観的要件として、秘密に刑法第156条・薬法第66条68条の構成要件に該当するまでの認識は要求されないと
ころ、価値であることを認識していることが推定される

虚偽であることを認識していることが推定される要素

(a) 拠点1A口で普及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるが、仮に県知事と保健医療政策課長が「HERSYS発生届が感染症発生（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）（令和二年一月）に中華人民共和國から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。」として、有効に届け出れたと見做している場合、令和3年1月以降新たに現在まで流通している病原体としきものはオミクロンなどの、主観と客観に不一致がある。（オミクロンは、感染症法、予防接種法、感染症法施行令に規定されていない。）

(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))として、有効に届け出されたと認めるのはそもそも不可能である。

県知事と保健医療政策課長の主観的要件を充足しない点については川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

この点埼玉県知事自身のHERSYS発生届に関する虚偽公文書作成行使等罪(刑法第158条)については前章
f2 川口市の自治体としての薬機法65条68条違反・市長や担当者に刑法156条虚偽公文書作成行使罪が成立
する可能性・憲法13条21条31条違反について、片面的ほう助犯(刑法62条)が成立する可能性がある

埼玉県知事について主観的要件を充足しない点については川口市長とワクチン接種室長側に立証責任がある

g 添付文書4の効能・効果のところに感染症の予防という記載のみがありますが、これは特例承認時の発症予防効果のみを示している。(原産国回答)

特例承認書類 1C / イ / 6 / A / 000739089.pdf 56page 57page

>>1.1 有効性及び効能・効果について

専門協議では、専門委員より、報告(1)の「7.R.2 有効性について」及び「7.R.5 効能・効果について」の議論の判断を支持する意見に加えて、以下の意見が出された。・海外C4591001試験について、長期の有効性データは得られておらず、VEの結果は2回目投与後短期間のデータであることは臨床現場に情報提供する必要がある。また、長期の有効性データは引き続き収集するとともに、有効性の持続期間が明らかとなった場合は、追加投与の要否についても検討する必要がある。

・本剤のCOVID-19重症化抑制効果は、臨床試験の結果からは十分な情報が得られていない。しかしながら、本剤のCOVID-19発症予防効果により発症者数が低減することで、結果的に重症者数や死亡者数の低減につながる可能性は期待できる。

・本剤のSARS-CoV-2感染予防効果は、臨床試験では評価されていない。本剤を接種した場合であっても、感染拡大防止のため、密集、密接及び密閉の回避、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染予防対策は継続して行う必要があり、この点は医療従事者及び被接種者にも伝えるべきである。

・免疫原性と発症予防効果との関連については今後検討する必要がある。

画像1B / 口 / 7no4 / 7no4g参照 甲25 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4g.jpeg

画像1B / 口 / 7no4 / 7no4h参照 甲26 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4h.jpeg

g 日弁連要領書最終章で引用させていただいたkennedy氏がおっしゃるように感染予防効果や重症化予防効果のほかに全死因死亡率の概念の理解が必要です

画像1B / 口 / 7no4 / 7no4i 参照 甲27 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4i.jpeg

文献LINK

この全死因死亡率に関する文献がFOX newsで言及された。下記は日本語翻訳

製造会社による薬機法第68条の10第1項違反
アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(Z11)については2022年3月29日に原告である川田龍平参議院議員が厚生労働委員会
で言及され、(その後2023年3月22日山本太郎参議院議員が参議院・予算委員会で、2023年6月
12日原口一博元総務大臣が衆議院決算行政監視委員会で言及されました。)この文書7page
1223人については、複数の著作物もある崎谷博征MDは別のファイザー提供資料より短期死亡率
5%と算出されました。のナオミ・ウルフ博士は他の文書を参照せず、この
文書単体では追跡不明だった接種者をのぞくと32,686人の患者のうち1,223人(3.7%)が死亡と
算出された。2021年2月より有害事象を把握しながら、この文書を日本国厚生省に、製造会社が

らの報告として未提出なので製造会社は薬機法第68条の10第1項違反を構成する
Z11 file / 1B / ハ / 7no4 / reissue_5.3.6-postmarketing-experience.pdf

日弁連憲法問題対策本部 副本部長 伊藤真駿に提出済み要望書7の4引用

>>7の4 前半部分

アメリカの情報公開請求訴訟によって公開されたファイザー資料(Z11)については3月29日に原告
である川田龍平参議院議員が厚生労働委員会
で言及され、(その後2023年3月22日山本太郎参議院議員が参議院・予算委員会で、2023年6月12日原口一博元総
務大臣が衆議院決算行政監視委員会で言及されました。)この文書については、複数の著作物も
ある崎谷博征MDは別のファイザー提供資料より短期死亡率5%と算出されました。2022年6月に
更新された資料12pageでは、日本で前年同時期10%の出生率低下、HKで前年同時期64%の
出生率低下、TWで前年同時期23%の出生率低下(マイナス26sigma)、ドイツで前年同時期
13%の出生率低下(マイナス9sigma)、となった原因が記載しており、世界中の医師がこの文書に
言及しています。

(2022年12月追記:オーストラリアの出生率が67%も下がった原因は何なのか?オーストラリア国会議員 Malcolm
Roberts)

下記はvancsafely.org代表Steve Kirsch氏によるアメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提

43

44

出資料要約

下記はDeepL日本語機械翻訳です

a ファイザーはFDAへの文書で、彼らのワクチンがCOVID-19を「予防する」と繰り返し主張した

1ページ目の15A欄に、「16歳以上の個人におけるSARS-CoV-2によるCOVID-19を予防するための積極的な予防接種」という提案された効能を持つ製品の申請であることを主張

3ページ目で、また同じ主張をしているのだが、今回は、ポイント6で詳しく説明している権利放棄の文書で、このような主張をしている。

彼らは、「この最初のBLA申請の対象である適応症の提案は、16歳以上の個人における重症急性呼吸器症候群新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を予防するための積極的な免疫である」と記載

また、この文書の1ページ目では、「提案されている適応症は、16歳以上の個人における重症急性呼吸器症候群新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防のための積極的な免疫」だと再び主張
Z19 file / 1B / ハ / 7no4 / a / 125742_S1_M1_356h.pdf

Z20 file / 1B / ハ / 7no4 / a / 125742_S1_M1_waiver-req-designated-suffix.pdf

b Pfizerは、この注射の副作用が、継続的にブースター注射をすることで増加することを知っていた。

文書24pageで、「BNT162b2(V8)をIM投与した雄雄の動物で局所反応が観察された」と記載されている。反応の発生率および重症度は、1回目の注射に比べ、2回目または3回目の注射の後に高かった。

初回投与後、大部分の動物にごく軽度の浮腫、あるいはまれに軽度の紅斑が認められた。2回目または3回目の投与後、浮腫と紅斑の重症度は中等度またはまれに重症まで増加した。[強調]明らかに、彼らは副作用が用量依存性であることを知っており、したがって、ワクチンがこれらの効果を引き起こすことを知っていた。

Z21 file / 1B / ハ / 7no4 / b / 125742_S1_M2_24_nonclinical-overview.pdf

c ファイザー社は、彼らの注射が注射部位に留まらないことを知っていた。

バイラム・ブライドルが5月に日本政府からFOIAで入手したのと全く同じデータが(注釈: 検点 2B idで言及する、カナダのワクチン研究者であり免疫学者であるバイラム・ブライドル博士が、ファイザーが実験動物で行った生体内分布研究のコピーを日本の規制当局への情報公開請求により入手した文書)、今回公開された文書に含まれている

確かに彼ら自身の動物実験のデータでは、48時間の間に1回投与するだけで、ワクチン量(注射部位から減少し、特に卵巣、肝臓、脾臓だけでなく、副腎、膵臓、骨、骨髄、目、大腸、リンパ節、すい臓、唾腺、皮膚、小腸、精巣、胸腺、甲状腺、子宮で大幅に増加することが分かっている。

具体的には、48時間後に卵巣に0.09%、脾臓に1.03%、肝臓に約16.2%の注射が終了している(7,8ページ)。

本報告書8ページの表は、2ページで参照した報告書番号: 185350

2ページ目 表色のハイライトは、ファイザー社の注射剤のμg脂質等価物内の量が、彼らが観察した48時間の間に減少するのではなく、増加することを意味する。オレンジは、黄色と同じだが、他と比較して中程度に高いことを意味する。赤は、黄色と同じだが、他と比較して非常に高いことを意味する。緑色は、注射が始まった場所であり、注射が早くと主張した場所である。時間が経つにつれて明らかに減少し、体内の他の場所、特に肝臓、卵巣、脾臓に現れている。

彼らはまた、これらの副作用が筋肉の壊死や脾臓のサイズと重量の増加などを含む可能性があることも知っていた。彼らは、「BNT162b2(V8)関連の絶対および相対(対体)脾臓重量増加(最大1.62倍)が明らかで、脾臓サイズ増加の巨視的観察と相関していた...注射部位炎症は、中程度の浮腫、軽度筋線維変性、時々筋肉壊死、軽度線維化を伴っていた」(25ページ)と主張

Z22 file / 1B / ハ / 7no4 / c / 125742_S1_M2_26_pharmkin-tabulated-summary.pdf

45

46

な鋼材の実践と最適なファーマコビジランス」を支援するFDA協定のサフィックスを持つ必要はないとし、この旨い訳を使って、サフィックス免除を申請

Z25 file / 1B / ハ / 7no4 / f / 125742_S1_M1_waiver-req-designated-suffix.pdf

g 2つの異なる施設での2つの異なる臨床試験にサインアップした人が6人いるが、これは本当に奇妙なことだ。1つの注射試験だけでなく、2つの試験にモルモットになることを申し込んだ人が半ダースもいたのです このファイザー社の資料の20ページによれば、「6人の被験者が2回以上試験に登録された」とある。残念なことに、彼らの態度は研究の役には立たず、ファイザー社は「これらの被験者はいかなる分析にも含まれない」と述べて結果を抹消せざるを得なかった。

Z26 file / 1B / ハ / 7no4 / g / 125742_S1_M5_c4591001-A-adrg.pdf

h ファイザー社は、ワクチン接種を受けた人がCOVID-19に感染し、入院となる可能性があることを知っていた

文書の中でファイザーは、ワクチンまたはプラセボを投与した後にCOVID-19に罹患した人々の様々な条件をすべて表にしたものを提供している。全体として、報告された陽性および/または症状のあるケースの12%は、ファイザー（BNT162b2, 30µg）を1回または2回接種した人たちである。このことは、このワクチンがSARS-CoV-2感染を防ぐというファイザーの他の文書での主張は、明らかに誤りであり、彼らはそれを知っていた

Z27 file / 1B / ハ / 7no4 / h / 125742_S1_M5_5351_c4591001-fa-interim-lab-measurements-sensitive.pdf

i 試験から除外された9704人の被験者からなる1,448ページがある。その理由を知るには十分な詳細がない。これらの人々は、あらかじめ定められた期間内に投与量2を受けなかったり、無作為化された通りにすべての予防接種を受けなかったり、重要なプロトコルの逸脱があったなど、様々な理由で試験から除外された。2021年に2回目の予防接種を受けに行かなかった人たちを覚えているか？このうち何人が、何らかの反応があったために2回目の接種に行かなかったのだろうか？私が以前行った研究から分かったことは、第3相臨床試験で治療群の脱落者が非常に多いほど多かったということだ

d ファイザー社は、ワクチン接種群がプラセボ群よりはるかに多くの全身性有害事象を報告していることを知っていた。ファイザー社の反応原性データによると、BNT162b2 (30µg) の注射を受けた人は、プラセボ群に比べて2倍から25倍以上、重篤な全身性事象を起こす可能性があることがわかった。このデータをざっと見ただけでも、ワクチンが対照群と比べていかにひどい影響を人々に与えたかがわかる。例えば、各投与後7日以内に全身性の事象が発生した人は、プラセボ群 (11.3%) の2倍 (23%) 程度の発熱はプラセボ群の14倍と、ワクチン接種群に多く見られた。 35ページ

Z23 file / 1B / ハ / 7no4 / d / 125742_S1_M5_c4591001-T-S-final-reacto-tables-track.pdf

e ファイザー社は、ワクチンの効力が時間の経過とともに急速に低下することも知っていた。どうして警告されなかったのだろうか？主要メディアはファイザーのワクチンを「安全で効果的」であると全力で売り込んだが 2020年9月19日の時点で、ファイザー自身のデータはそちらも示していなかった。特に、ワクチンの有効性は、調査した短い期間であっても、2回目の接種後、わずか1ヶ月で50%も衰えていることが分かった（下咽のS1-結合IgGレベルとRBD-結合IgGレベル参照）。この情報は一般には隠され、「稀な固期的事例」が否定できないほど一般的になるまで、医学的根拠として広く糾弾されたのである。結局のところ、彼らはずっと知っていたのである。

Z24 file / 1B / ハ / 7no4 / e / 125742_S1_M5_5351_c4591001-fa-interim-efficacy-response.pdf

f ファイザーはVAERSを操縦した（彼らは余分な報告コスト負担を望まなかったからだ）。ファイザーは、注射に関する特定の安全性データを記録する必要がないようFDAに免除を申請した。なぜなら、VAERSは注射の安全性に問題があるかどうかを教えてくれるシステムだと主張したからである。そして、主要メディアは、過去1年間のVAERSのデータを匿ろにし、あたかもそれが実際ほど重要でないかのように振る舞ったのである。実際には、ファイザー社は、免責申請書の3ページと4ページで、VAERSは「ワクチンの安全性に関する懸念を検出するために設計された」強固なシステムであると述べている。彼らは、VAERSシステムが「適切」であり、他の安全性報告要件は「冗長で負担が大きい」ため、「安全

47

48

ファイザーはFDAへの申請のために2,875,842ドルを支払った。
Z29 file / 1B / ハ / 7no4 / I / 125742_S1_M1_userfee

二 製造会社による薬機法第68条の10第1項違反 その2

論点1Bハに 製造会社による薬機法第68条の10第1項違反にファイザー社からEMA (欧州医薬品庁)に提出された2021年12月18日から2022年6月18日有害事象dataを追加します
丙05 file / 1B / 二 / pfizer-report.pdf 3.PSUR-1.pdf

弁護士によるEMAへのファイザー提出資料要約

心筋関係の有害事象

心筋石灰化1件 心筋線維症65件 心筋出血3件 心筋低酸素症10件 心筋梗塞2741件 心筋損傷116件 心筋虚血239件 心筋壊死31件 心筋浮腫57件 心筋破裂22件 心筋炎10363件 心膜炎1792件

有害事象の総数 1,591,026 件 累計 4,964,106 件

血液およびリンパ系障害の有害事象:100,870 件 心臓障害の有害事象:126,193 件 先天性家族性および遺伝性疾患:1143 件 耳および三半規管の障害:47,038 件 内分泌疾患:4,115 件 目の病変:61,518 件 消化器系の問題:317,811 件 投与現場での有害事象:1,605,985 件 (いわゆる副作用) 肝胆道疾患:4,380 件 免疫系疾患:31,885 件 感染症と蔓延:167,382 件

(感染症には以下が含まれました)・デング熱・エプスタイン・バー・真菌感染症・性器、鼠径部、骨盤の感染症・ヘルペス・肝炎・腎感染・乳腺炎・肺炎・敗血症・敗血症性ショック・結核

母乳を介した曝露による有害事象 5796 件 (赤ちゃんの有害事象) 筋骨格系および結合組織の疾患: 539,299 件 良性と悪性の新生物 (ガン)、および不特定の脳腫瘍: 1,391 件 神経系疾患: 696,508 件 妊娠、産褥、周産期: 4,056 件 (主に胎児の死亡、流産など) 精神医学的問題: 77,148 件 腎臓および泌尿器疾患: 13,647 件 生殖系および乳房の疾患: 178,353 件 呼吸器、胸部、縦隔疾患: 190,720 件 皮膚組織疾患: 224,633 件 日常への影響: 9,414 件 (寝たきりになるなど) 血管障害: 73,542 件

なお EMAは新型コロナ遺伝子治療ワクチンで不妊になることを「The Committee has recommended that heavy menstrual bleeding should be added to the Comlmaty product information as a side effect of unknown frequency.」と認めたので原文を資料添付します
丙06 file / 1B / 二 / covid-19-vaccines-safety-update-10-november-2022_en.pdf

C インフォームドコンセントに関し医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法第1条の4第2項違反・憲法13条違反

イ 日弁連憲法問題対策本部 副本部長 伊藤真どのに提出済み要望書6引用 file /

1C / I / nichibenren3.pdf 甲9と同じ

>>>6. 質問者自身はコロナワクチン接種券を送付している地元市長とワクチン接種室長あてで、身内の接種でのインフォームドコンセントに關し下記不利益事項の不告知は医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法第1条の4第2

項違反であるとの主張させていただきました。地元市長とワクチン接種室長からは医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法第1条の4第2項違反の点につき当事者の同意署名有効性の様子をのぞき返値がありませんでした。憲法13条自己決定権の侵害だと思われませんか？また、2021年2月22日付けで閣議大臣(新型コロナウイルスワクチン特例推進担当)、厚生労働大臣、各政党代議者、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長宛てに提出された貴日本弁護士連合会による「新型コロナウイルスワクチン接種に関する提言書」記載事項の2は明らかに役割を果たしたといえるのでしょうか？なお質問者自身は不利益事項については下記の点を記載させていただきましたが、盛岡市に提出されたインフォームドコンセントに関する調査書類も参考にさせていただきます
甲30 file / 1C / イ / 6 / seigan4.1.pdf

また、引退された元米国弁護士John Allison氏はインフォームドコンセントには89項目あると、要約をまとめていますので、参考にさせていただきます

甲31 file / 1C / イ / 6 /
COVID-19+Vaccines+and+Informed+Consent+(+July+2022+Update) 日本語訳
甲32 file / 1C / イ / 6 / jp

a 特例承認書類が無意味文書だけであり、なおかつ予防接種法第12条による医師の有害事象の報告義務が接種後4時間に限定されており国家賠償請求訴訟などの場面で因果関係の立証が困難なこと、

下記A資料は2022年4月14日新versionに差し替えられたようですが、旧版LINK 元 甲33
file / 1C / イ / 6 / A / 000739089.pdf
<https://www.mhlw.go.jp/content/10661000/000739089.pdf>

b 接種群はプラセボ群の除外5倍の治験不正があつてファイザー社自身その点を認めている事。甲34 file
/ 1C / イ / 6 / B / VRBPAC-12.10.20-Meeting-Briefing-Documents-FDA.pdf page18.

FDA文書Page18詳細画像 甲35 file / 1C / イ / 6 / B / 18page.jpeg

日本語 甲36 file / 1C / イ / 6 / B / 672212000_30300AMX00231_G100_2.pdf page39 page40

https://www.pmda.go.jp/drugs/2021/P20210212001/672212000_30300AMX00231_G100_2.pdf

複数の著作物のある本間真二郎MDによる日本語解説 甲41 file / 1C / イ / 6 / B / honma.pdf

c 治験に関する訴訟が提起されていること

甲37 file / 1C / イ / 6 / C / 47656_e41yu6vd2x117dq.pdf

2023年1月21日から22日にかけてストックホルム・ウォーターフロントで開催された国際会議 Pandemic Strategies:

91

92

Lessons and Consequencesでの、臨床試験、臨床技術、薬事承認研究者のAlexandria (Sasha) Latypova氏の報告によると、この訴訟に関して製造会社ファイザーは請求却下ではなく請求却下を申し立て、法廷での却下申し立て理由は、「私たちは政府を助けたのではなく、政府が命じた試験を遂行しただけであった。そして製造会社ファイザー側の代理人弁護士はそこにおらず、却下を申し立てていたのは司法官だった」

2023年1月21日から22日にかけてストックホルム・ウォーターフロントで開催された国際会議Pandemic Strategies: Lessons and ConsequencesのサイトでAlexandria (Sasha) Latypova氏の経歴と発言内容動画を確認できます

<https://lakaruppropet.se/international-conference-pandemic-strategies/>

宗主国でさえもこのような状況下にあるので、傀儡政権の支配する植民地国家では、国家による・傷害・殺人・詐欺・背任がより容易になりやすいということである。

2023年3月1日初日が指定され、ドイツの大手mediaである、Die Weltでも治験不正に関する訴訟について、報道がなされている

[Corona-Impfstoff: Die vielen Ungerechtigkeiten bei der Pfizer-Zulassungsstudie - WELT \(archive.is\)](#)

原告主張内容 要約

有効性に関しては44000人が参加して行った臨床試験の結果を、たった170人の結果から95%の有効率を算出していることを非難

治験には44000人以上が参加したが、世界中で販売するのに十分な量を製造するために使用された新しい製造方法(「プロセス2」)で作られた投与量が投与されたのはそのうち約250人だけ。これら250人の被験者に対して計画した安全性と有効性の比較は一度も公表されておらず、ファイザーがFDAに提出したFOIAの文書(乙11や乙19から乙29)にも公表されていない。

報道自由度ランキングが後進国並みに異常に低い日本とちがいでドイツではまともに報道されている理由は、四つ全ての製薬会社を相手とする全国で185の民事訴訟係争中(最初の裁判は対ビオンテック、4月28日フランクフルト地方裁判所で審理開始)だからである

d ワクチン接種と死亡の因果関係認定が予防接種健康被害救済制度(議事録非公開)の30件を除き1件であること。
2023年6月追記: 2022年7月25日までずっと0件でしたが67件になりました。予防接種健康被害救済制度でも医学的な因果関係は否定しています。副反応検討部会と疾病障害救済会の2つがあって、それぞれ因果関係の考え方が異なっ

ており、さらに国賠訴訟では原告側は再度因果関係を争うであろう

e 変異株に関する治験がないこと 独ビオンテック社がSECに提出したIR資料参照、下記資料はSEC資料ですが、DL不可能です

なお、秋以降展開される2価ワクチンも武漢株用ワクチン承認背景を前提としている。今後も上記武漢株用ワクチンに関するインフォームドコンセント事項は継続して開示されるべき事項と考えます。

f 2022年8月追記: 宝塚の[]が指摘されるように、有効成分が変更された場合、「一部変更」では承認は許可されず、新規の承認が必要となる。ファイザー社製「BA.1オミクロン 株」対応ワクチンは、効能と用法の変更の みとする今回の承認は無理があり、薬機法違反の可能性 があること

abcdの件につき、
March 2nd, 2022 at 6:03 PM and March 10th, 2022 at 3:33 PM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

g 論点1Bイ5の1 5の2に関する不利益事項の不告知を追加します

h 論点1Bハニ製造会社による薬機法第68条の10第1項違反に関する不利益事項の不告知を追加します

i 論点1D 生物兵器条約違反に関する不利益事項の不告知を追加します

不利益事項の不告知は医療法第1条の4第2項違反である旨の告知が全国有志医師の会から2022年3月13日付け内容証明郵便で送付されており、[]が2022年4月情報公開請求にて受理を確認済 参考資料 丙07 file / 1C / イ / 6 / youbousayo.pdf

不利益事項の不告知がホームページ・接種券・同意書に記載されていない 乙30 file / 1C / イ / 6 / website.png

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01090/015/33582.htm>

口 4歳以下の件について詳細

2022年11月11日以降送付されてくる4歳以下接種券には発症予防効果について「...期待できるとされています」と記載されているだけであって下記のような不利益事項の記載がいついされいていません。ホームページ・接種券・同意書に治験中である旨の記載がないので、特例承認無きり文書や治験除外について、接種者が認識できません。甲38 file / 1C / 口 / 1C口a.jpeg

治験とインフォームドコンセント判例 参照

(名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判決 判例時報1733号)

不利益事項

Dr Clare Craig explains why the FDA should NOT have granted approval for roll-out in the 6 month to 4 yr old children cohort

Dr Clare Craigによると4526名の治験のうち3000名が除外された。実験の結果は接種者のほうが感染するというものだった。

甲39 甲40 甲42 file / 1C / 口 / 1C口b.png 1C口c.png 1C口d.png

Dr Clare Craig 経歴page

CDCの統計にて、生後6か月～4歳の10万人あたりの陽性者数が出ています 接種者のほうが 陽性率高い、CDCの5～11歳のデータでも 接種有無による感染(発症)予防効果は見られない

CDC COVID Data Tracker Rates of COVID-19 Cases and Deaths by Vaccination Status について年齢層など条件を変える操作をするとそれぞれの年齢層のグラフが現れます。甲44 file / 1C / 口 / 1C口f.png 1C口g.pngはあくまで操作後の1参考資料です。操作の確認をおねがいいたします

引用元data 甲44 file / 1C / 口 / 1C口f.png 1C口g.png

Rates_of_COVID-19_Cases_or_Deaths_by_Age_Group_and_Updated_Bivalent_Booster_Status.csv

<https://covid.cdc.gov/covid-data-tracker/#rates-by-vaccine-status>

河北新報の記事 甲43 file / 1C / 口 / 1C口e.png

河北新報の記事の件につき、

November 4th, 2022 at 10:52 AM 市長とワクチン接種室長あてでmail送付済

R4年3月10日での奈良県議会厚生委員会健康な子どもがコロナ感染で死亡は0件だがワクチン接種では5人(因果関係不明)と言及された

D

イ 生物兵器禁止条約違反

元民主党議員Dennis Kucinichは、米国によるノルドストリーム(ドイツロシア間天然ガスパイプライン)爆破は、宣戦布告の権限を議会に授定した米国憲法第1条に違反している進取行動だと主張されています。(国連安保理で、国際経済学者サックス氏と、元CIAマクガバン氏が、ノルドストリーム爆破事件について証言済み。)

このように現代型の戦争というものは宣戦布告が正式に行われずに開始されてしまいます。

また、イラクの大量破壊兵器WMD誤情報、無実の百万人のイラク人の虐殺を起こしたがそれを大々的に流したマスメディアの人々は、犯罪を問われるどころか、見逃している。今回もまったく同じことが起こるのであろうか？

前掲としてのSARS-CoV-2の歴史について、わかりやすいtime table。(前回86号口頭陳述で述べさせていただきましたように、R.F. Kennedyジュニア弁護士のNPO団体は、投資家や有名ベンチャーキャピタリストたちが同座でを起しているの発言内容は漏洩しなければなりません)

95

96

日本語要約 Z31 file / 1D / nihongo1.pdf

SARS-CoV-2ワクチンは開発元DARPAプロジェクトでファイザーなど製薬会社はラベルを張っているだけである。
SARS-CoV-2ワクチンは「医薬品」ではない、これは、米国防総省が「covid19 対抗策」として発注した武器である

Z3 file / 1D / pfizer-inc-covid-19-vaccine-contract.pdf Z3と同じ

<https://www.hhs.gov/sites/default/files/pfizer-inc-covid-19-vaccine-contract.pdf>

東京地裁に係属しているニュルンベルク協約に基づいた文書不開示決定違憲無効訴訟で、供給契約の契約内容がわかる文書の開示が争点となっていて、供給契約の契約内容が国民に周知されておらず(憲法21条違反)不明ですが、植民地偽借政権は、適性製造基準や輸入規制を徹底し、製品テストもせず、中身不明のものを国民に提供した可能性があります。

Z32 file / 1D / nihongo2.pdf

フロリダ州リー郡では新型コロナワクチンを禁止する議会決議が通過した。新型コロナmRNAワクチンは生物兵器であるので、禁止、没収すべきで知事もそうすべきと決議した。ニュルンベルグ法違反と決議

folies.com Feb 24, 2023, 12:00am ESTでも言及されていますが、現地local mediaから全文翻訳引用

>>フロリダ州リー郡共和党の執行委員会、ニュルンベルク法を発動し、ビッグファーマと米国防政府が組織した生物兵器を全アメリカ人の体内に強制的に注入しようとした結果、大量の死と「ワクチン」による負傷が発生しているとして、ロン・デサンティス知事に生物兵器COVID-19ジャブの配布と販売の禁止を呼びかけています。リー郡GOPの執行委員会、COVID-19「ワクチン」注射の販売と配布を禁止するようロン・デサンティス知事に求める「Ban the Jab」決議を正式に可決し、委員会メンバーの3分の2以上の賛成を得ました。俗に「ジャブ」と呼ばれるこの注射は、生物兵器と認定され、他のすべ

でのワクチンを含めたよりも多くの人を殺傷しています。Ban the Jab決議の中で、Lee County GOPはDeSantis知事に対して、「COVID-19およびCOVID-19注射が生物兵器および技術兵器であるという強力な証拠が存在する」と殺傷しています。

ファイザー社自身の臨床データを引用して、リー郡GOPは、生物兵器注射が「1223人の死亡、42,000人の有害事象、158,000人の有害事象、約1,000人の副作用」を引き起こした(注記: 訴訟請求人が日弁連要請書7の4で言及した、2022年3月29日に黒客エイズ 裁判の原告である川田龍平参議院議員が厚生労働委員会で言及した1223人の死亡を確認できる文書 Z11 のこと)と付け加えており、これは、世界的ビッグファーマ大が認めている数字だけであることを示しています。「COVID-19生物兵器ジャブの結果、膨大な数の人間が死亡し、あるいは後遺症を負った」と決議文は述べている。さらに、スウェーデンの研究で示されたように、「Covid mRNA注射が人間のDNAを変えるという信頼できる証拠が存在する」と付け加えた。

このジャブに関する科学的研究によると、人間のDNAを変化させるという生物兵器として作用するだけでなく、ファイザー社のCOVID注射には「自己複製化マイクロテクノロジー」まで含まれており、大型の血栓を引き起こすという。「政府機関、メディア、ハイテク企業、その他の企業は、COVID注射が安全で効果的であると主張することで、莫大な詐欺行為を行ってきた。人類を守るために、リー郡共和党はデサンティス知事と州議会に対し、フロリダ州でのCOVID注射とすべてのmRNA注射の販売と流通を禁止するよう要請する」と決議文は書かれています。そして、州司法長官がフロリダ州内のすべてのCOVID注射とmRNA注射を直ちに押収し、法医学的分析を実施することとあります。この決議は、デサンティス知事がCOVIDジャブを禁止し、押収するために実際に何らかの行動を起こすことを拘束するものではありませんが、ポール知事は知事の法廷に置かれ、知事の机の上に置かれ、その行動を待つこととなります。

第二次世界大戦後に作成され、大量虐殺を行ったナチスを処刑したニュルンベルク裁判にちなんで名付けられたニュルンベルク・コードは、「人体実験」やその他の戦争犯罪を規定する「研究倫理原則」のセットである。ニュルンベルク・コードの最初の行には、「被験者の自発的な同意が絶対不可欠である」とあり、COVID-19生物兵器ジャブの強制展開に関連する違反が見受けられます。政府と民間企業の雇用者の両方から強制されたCOVIDジャブの義務の下で、アメリカ人は実験薬を受け入れる以外の選択肢はなかった。

フランス・ボイル博士は、1989年に制定された「生物兵器および反テロリズム法」の著者であり、ボイル博士は、Covid注射が、博士が起草した1989年の生物兵器法およびフロリダ州法に基づく生物兵器の法的定義に合致していることを明示しています。

下記はボイル博士の寄作物page

Resisting Medical Tyranny: Why the COVID-19 Mandates Are Criminal

国連website UNODA - United Nations Office for Disarmament Affairs によると、日本は生物兵器禁止条約の加盟国である。

条約執行のための、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律 法律第六十一号(昭五七・六・八)

97

98

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_hovsei.nsf/html/hovdtsu/08619820608061.htm

mRNA SARS-CoV-2ワクチンは法2条「生物剤」又は「毒素」にあたり、下記の理由により3条1項の除外事由にあたらぬ
防疫ではない一予防効果なし、

身体防護ではない一全死因死亡率上昇。前回88号口頭陳述で述べさせていただきましたように、名古屋大学名誉教授・名古屋小児がん基金理事長小島勢二氏は世界各国のワクチン接種率と超過死亡の相関係数を0.57と算出

その他平和目的ではない一mRNAに危険な配列を残しているため未必の故意が推定される。(ノババックスの組換え蛋白ワクチンでは、安全性向上のためFCSフーリン切断部位のアミノ酸配列がRRARからQQAQIに変更されているが、)人工的に挿入したと思われるフーリン切断部位(FCS)が、mRNA SARS-CoV-2ワクチンではそのまま入っている

mRNA SARS-CoV-2ワクチンはフーリン、エイズ、プリオン類似の配列を抜いていない、弱毒化されていないワクチンは生物兵器である。特例承認よりも前におこなわれたSARS-CoV-2ワクチンの製造会社との供給契約は(1)ファイザーSARS-CoV-2ワクチン令和3年1月20日(同年5月14日以降、順次追加契約)、(2)アストラゼネカSARS-CoV-2ワクチン令和2年12月10日(3)モデルナSARS-CoV-2ワクチン令和2年10月28日が契約日となっており、供給契約の目的物が生物兵器禁止条約・細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律2条3項に該当する目的物を客体とする契約にあたり、法4条2項違反を構成する。

川口市西と接種実施医師協同団Tを契約当事者とする委託契約は契約の目的物が生物兵器禁止条約・細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律2条3項に該当する目的物を客体とする契約にあたり、法4条2項違反を構成する

弱毒化されていない点についての説明

ロサナ・チファリ博士はEU議会新型コロナウイルスサミットⅢで新型コロナウイルスワクチンはワクチンではなく生物兵器であると言及

日本語訳

ロ 製造物責任法違反の可能性

令和5年4月18日厚生労働委員会連合審査会で、薬害エイズ裁判の原告である川田龍平議員はワクチンDNA注入疑惑について言及された。コロナワクチン3回接種後悪性リンパ腫ステージ2状態に陥られ、髪の毛すべてが脱毛状態になられた立憲民主党原ロー博元総務大臣もファイザー社のバイアルに含まれるDNAプラスミドに、ヒト

の癌発症に関連するシミアンウィルス40(SV40)プロモーターが発見されたことに言及された。世界保健会議 World Council for Health(<https://worldcouncilforhealth.org/>)はレッドラインを超えたと表明した

通常製造物責任では法律上安全であることの立証責任は生産者側にある。全目的物を回収して内容物を分析し立証責任を果たすべきである。

Bhakdi博士「mRNAのDNAがゲノムに組み込まれる疑いがある。このDNAは、人間のあらゆる細胞に届けられ、急性のがんや炎症を引き起こし、遺伝的に人間をその子孫まで変容させる可能性がある。遺伝子改変された細胞は絶望的である」

日本語

Bhakdi博士の著作物page 原版はドイツ語

(国とファイザーなどとの免責契約は国民の裁判を受ける権利を侵害するものであつて憲法違反であり無効である。) 国及び製薬会社ともに賠償責任がある点についての主張は福岡地方裁判所小倉支部に係属している
による国家賠償請求訴訟の訴状の主張に準ずる 丙08 file / 1D/

ロ / recordvaccine1.pdf

59

60

E

イ 憲法85条違反 憲法31条違反

製造会社に対する処置は憲法85条により、予算・法律・条約の形式によらなければならないとされている。しかし損失補償契約が秘密契約のかたちで行われているので憲法85条違反である。納税者の適正手続を受ける権利である。憲法31条が行政手続にも適用があるかどうかについては争いがあるが、憲法31条を間接的に侵害している。前回86号口頭陳述で言及所

ロ 憲法32条違反

特別承取取消訴訟において、被告国は請求原因事実について認否すらしていない。憲法32条裁判を受ける権利を侵害している

ハ 憲法21条違反

植民地傀儡政権による検閲行為は直接憲法21条違反を構成する

Twitter社の報告によると、世界中の政府からコンテンツ削除を求める法的要求があったが「その中で最も多いのは日本からの要求であった」主にジャーナリストや報道機関の投稿を削除するよう要請。

Twitterが公表したレポートのページに

「2021年7月から12月の間に各国政府から受け取った法的請求の半分以上が日本」と明記されている。日本からの要求の96%は、金融犯罪、麻薬、売春の禁止に関する法律に言及しています、とあるので、残り4%部分にSARS-CoV-2ワクチンの件が含まれるかが問題となる

ニ ニュルンベルク綱領違反

田島輔弁護士が2023年3月26日体験報告されたように新型コロナワクチンの供給契約書(ファイザー、モデルナ、アストラ

ゼネカ、ノババックスの4社の製品分)について情報公開請求すると、①製薬会社の正当な利益を害するおそれがある、②厚労省の地位を不当に害するおそれがある、の2点を理由に全て不開示となる。

不開示決定の審査請求書に「治療中の多数の死者を出しているワクチンの契約を開示しないことはニュルンベルク綱領違反」という主張を記載した場合は、現在「ニュルンベルク綱領は人間を被験者とする研究に関する倫理原則であり、法的拘束力を持つものではない」という厚労省の回答が返される。

日本国憲法の前文には「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と書かれているように、戦争の惨禍をおこさないことにし、国民の福利を国民が享受する人類普遍の原理に従う」とあるので、ニュルンベルクに従わないことで人道に対する罪を厚労省担当者が犯していることを自由している。

厚労省担当者の虚偽公文書作成行使等罪にあたる行為は日本の名古屋地裁(高橋勝男裁判長)2000年3月24日判例によっても、ニュルンベルク綱領・ヘルシンキ宣言で違法である

2 不当性の要件

Aイ

5歳以上12歳以下の接種率は埼玉県では20数パーセント台前半です。下記LINKの公的資料 はすでに12歳になった児童も含まれています。4歳以下は接種率がさらに低い可能性が見込まれる

甲46 file / 2 / イ / nenreikaikyubetsu-vaccination_data

https://www.kantei.go.jp/jp/content/nenreikaikyubetsu-vaccination_data.pdf

Aロ

上記1違法性の要件の件につき、かならずしも違法にあたらない場合でも不当性の要件を充足する可能性がある。なぜなら地方公務員は刑事訴訟法238条2項により告発義務があるとこ

論点1A 予防接種法違反につき

Monday, November 7th, 2022 at 12:38 PM 市長とワクチン接種室長あてPDF送付済

論点1B 薬機法66条68条違反・刑法166条成立の可能性につき

61

62

日弁連要望書5の1の件につき、

Saturday, June 18th, 2022 at 3:31 PM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

日弁連要望書5の2の件につき、

Friday, November 4th, 2022 at 10:45 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

論点C 医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法第1条の4第2項違反につき

March 2nd, 2022 at 6:03 PM and March 10th, 2022 at 3:33 PM 市長とワクチン接種室長あて mail送付済

にもかかわらず何もせず不作為により歴史上最大の被害を放置している。世界中でワクチン打っているのは日本人だけとなり、4歳以下へのコロナワクチン認可はイスラエル・アメリカ・カナダと日本ぐらいで、アメリカは3回接種率が40%でいどなので、4回目以降はほとんど接種していません。世界に先行したイスラエルも4回接種率はひと桁です。(2023年1月追記:2022年12月13日イスラエル公式dataで4回目接種率13%になりました)

2023年3月追記:EU議員Virginie Joron氏によるとEU地域での4回目接種率は7%。

2023年6月追記:ファイザーにヨーロッパ供給停止をポーランドの保健大臣が要求。EUとファイザーのコロナ供給契約の減量交渉合意へ、EU全体で3分の1の供給がキャンセルされる予定

2023年6月追記:世界中で日本だけが異常にワクチン接種している、の図を2023年5月30日 第16回厚生労働委員会で川田龍平議員が言及された

a イタリア在住免疫学者荒川央先生blog2022年12月11日 23:24コメントらんを著作権法上の引用の範囲で引用します。

引用 >>私の見るところ欧州ではコロナワクチンは「終わったもの」扱いで、ワクチンはもうほとんどの人の間で話題にも登りません。オミクロン対応ワクチンを今更接種したがる未接種者はごく少数派でしょう。欧州の政策に従ってというよりも、むしろ、日本政府のコロナ政策は現状世界最悪レベルです

引用元:

b 丹波篠山市の酒井隆明市長発言-甲47 file / 2 / 口 / 20a.jpg

c コロナmRNAワクチンの有害事象の1位2位がコロナ感染

甲48 file / 2 / 口 / 05-COVID-Shimabukuro-508.pdf

<https://www.cdc.gov/vaccines/acip/meetings/downloads/slides-2022-09-01/05-COVID-Shimabukuro-508.pdf>

d 2022年1月の時点で米国保守系FOXニュースでワクチンの無効性については報道されていましたが、左翼系メディアでも報道されています。ワシントンポスト「接種者が新型コロナ死亡の大多数を構成する。」November 23, 2022 at 7:46 a.m.

甲49 file / 2 / 口 / 2022-11-23-vaccinated-people-now-make-up-majority.pdf

e 下記のWSJの主張はノーベル賞保持者である、故モンタニエ博士が2020年からずっと主張されていたことと同言であります。

「ワクチンは、選択圧を生み出してウィルスの変異を加速させ、専門家は偽情報を拡散し、ワクチン接種を繰り返すことで感染しやすくなり接種回数が多いほど、病気になるしやすくなる」

る」WSJ Jan. 1, 2023 10:08 am ET

甲51 file / 2 / 口 / wsj.pdf (日本語訳)

f すでに遺族金が結成され、親告罪松岡名原告団 篠西さとし氏・川田龍平氏のときのように、実名原告団

63

64

小金井隆行氏・須田隆子氏・谷部太郎氏が地方TV新聞・週刊誌などに登場されている。谷部太郎氏によると、ご自身のお父上のワクチン死について、医師に頼んでも予防接種法第12条による医師の有害事象の報告をしてくれなかったとのこと。報告は当市名義族でもDIYでできることを知らないで、報告数が低くなったことが想定される

連立会主催の11月25日新型コロナワクチン接種と死亡事例の因果関係を考える勉強会で福島県立医科大学名誉教授が厚生労働省官僚に向かって刑事告発する、と発言されている動画が英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、各国語に翻訳されて世界中に拡散されています。知らないのは脳内鎖国している日本人だけです。

g スイスのメディアによれば、ワクチンの犠牲者、弁護士、医師のグループにより、スイス医薬品局(Swissmedic)が刑事告発された。訴えによれば、Swissmedicは、危険性について十分な情報を提供せずにワクチンを承認し、20代の若者を殺害した他、円形脱毛や月経不順等、多くの健康被害を発生させた

2023年2月追記； スイス医薬品局だけでなく、スイスのAlain Bersel大統領がスイス刑法第312条の職務乱用でスイスに住むベルン系の元銀行員Pascal Najadiに刑事告発された。パスカル・ナジャディは、2013年にマレーシアのクアラランブールで暗殺されたマレーシアのAmBankグループの創設者フサイン・ナジャディの息子で、引退したスイスの投資銀行家、映画製作家、作家である。

甲50 file / 2 / ロ /

EN Criminal-Complaint-Swissmedic_DEEPL_v1.0.pdf

h1 フロリダ州知事は

「フロリダは、次の手段で医学界の責任を追及する。

- ・ mRNA ワクチンと大手製薬会社を調査する大陪審の設置
- ・ mRNAワクチンに関連する心臓関連死の調査
- ・ 医学界を監督する公衆衛生公正委員会の設立」と発言し、申請が受理されました。

フロリダ州知事の大陪審招集・最高裁係属事件の書類提出記録

甲52 file / 2 / ロ / SC22-1710.pdf

<http://onlinedocketssc.flcourts.org/DocketResults/CaseByYear?CaseNumber=1710&CaseYear=2022>

デサントイス知事の大陪審申立書

甲53 file / 2 / ロ / Vaccine-Grand-Jury-Petition.pdf

薬害エイズ裁判のときにご活躍された小林よしのり氏による日本語訳

甲54 file / 2 / ロ / kohavashiyoshinori.pdf

h2

フロリダ州公衆衛生長官が医療機関と市民に対して、命を脅かすような状態を含めて、接種後の副反応報告が急増していると警告、フロリダだけで1700%も増えている Z33 file / 2A / ロ / fl.png

<https://www.floridahealth.gov/newsroom/2023/02/20230215-updated-health-alert.pr.html>

B 殺人予備罪(刑法201条、同199条)

本来なら違法性の要件のところに記載すべき内容であるが、橋民地傀儡政権の意向が司法権にも及んでいるようである。刑事告発状が受理されないようでは不当性の要件で主張するしか他の方策がないのであろう

イ 厚生労働省大臣・厚生労働省局長・分科会担当者に殺人予備罪(刑法201条、同199条)が成立する可能性

東京地方裁判所令和3年(行ウ)第301号SARS-CoV-2ワクチン特例承認取消等請求訴訟の代理人弁護士らが東京地方検察庁に提出された下記刑事告発状が受理されていないので、検察審査会に審査申立てをす

65

66

べきかもしれません

令和4年2月10日、3月10日に東京地方検察庁に提出された殺人罪(刑法第199条)、殺人未遂罪(刑法第203条、同第199条)、業務上過失致死傷罪(刑法第211条)及び公務員横暴罪(刑法第193条)での告発状と同じ理論構成(間接正犯と故意ある道員)により、厚生労働省大臣・厚生労働省局長・分科会担当官には殺人予備罪が成立する可能性がある

a 構成要件該当性

ノババックスの相換え蛋白ワクチンでは、安全性向上のためFCSフーリン切断部位のアミノ酸配列がRRARからQQAQに変更されているが、) 契約の目的物(mRNA SARS-CoV-2ワクチン)は人工的に挿入したと思われるフーリン切断部位(FCS)が、mRNA SARS-CoV-2ワクチンではそのまま入っているため、刑法201条、同199条の構成要件に該当することが推定される。

b 客観的要件に関する違法性阻却事由

殺人予備罪の論点に関しては東京地裁に係属している、厚生労働省を被告とする、ニュルンベルク綱領に基づいた文書不開示決定違憲無効訴訟口頭弁論期日にて、すでに主張されていますが、違法性阻却事由に関する被告からの抗弁はまだ提出されていないようである。またこの訴訟の原告が監査請求人のように、同じ理論構成(間接正犯と故意ある道員)をとっているかどうかについては不明である

c 他の適法行為の期待可能性

「特例承認に係る報告書」末尾の附録等一覧には下記の記載がある
・BNT162b1 SARS-CoV-2のSタンパク質のRBDをコードするmRNA
・BNT162b2 SARS-CoV-2のSタンパク質の全長体をコードするmRNA

「人の受容体ACE2に結合するウイルスのSタンパク質の結合部位は
・RBD・NTD・S2 から構成され、RBDのみであればADEは起きにくく、
NTDがあるとADEが起きやすい可能性がある。」
「RBDのみをコードしたADEを起こしにくい薬剤(BNT162b1)があったにも関わらず、
わざわざ(NTDを含む)全長体をコードしたADEを起こす可能性のある薬剤(BNT162b2)を採用した。 Z34
file / 2B / イ / Commentary_20210525.pdf

http://www.ifrec.osaka-u.ac.jp/jpn/research/upload_img/Commentary_20210525.pdf

BNT162b1を採用しようと思えば採用できたので、他の適法行為の期待可能性がある
キューバの国産ワクチンは、武漢型SpikoタンパクのRBDだけを酵母で作らせてアジュバントとともに投与するもの。抗体を誘導できる。NTDに対する感染増強抗体はできない

d 主観的要件

主観的要件として、故意に刑法201条、同199条の構成要件に該当するまでの認識は要求されないところ、未必の故意の存在が推定される

未必の故意の存在が推定される要素

(1)2018年ナノ粒子が人間の生殖システムに害及及ぼすのは察っていた。
ではなぜ遺伝子治療ワクチンの成分である脂質ナノ粒子(LNP)の使用を承認したのか?

厚生労働省がLNPが体中に蓄積することを認知していた証拠資料は、カナダのワクチン研究者であり免疫学者であるバイラム・プライドル博士が、ファイザーが実験動物で行った生体内分布研究のコピーを日本の規制当局への情報公開請求により入手した文書であり、引退された元米国弁護士John Allison氏がインフォームドコンセントには99項目あると、要約をまとめて56面で言及されている文書である

日本語 17page Z35 file / 2B / イ / nlhongo3.pdf

(2)
製造会社による薬機法第68条の10第1項違反について、日弁連が受託書7の4に記載したように、FDAへのファイザー提出資料(Z11)については2022年3月29日に京谷エイス裁判の原告である川田祝平参議院議員が厚生労働委員会に言及され、(その後2023年3月22日山本太郎参議院議員が参議院・予算委員会で、2023年6月12日原口一博元総務大臣が衆議院決算行政監視委員会に言及されました。)このFDAへのファイザー提出資料の存在と内容についてと製造会社による薬機法第68条の10第1項違反について認識しているので、初回公開資料1223人の死亡者に関する90日以内短期死亡率についても認識している

67

68

7の4

>>アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(Z11)については2022年3月29日に原告エイズ裁判の原告である川田龍平少議院議員が厚生労働委員会に言及されました。この文書については、複数の著作物もある岡谷博征MDは別のファイザー提供資料より90日以内短期死亡率5%と算出されました。

(3)製造会社による薬機法第68条の10第1項違反について、日弁連あて要望書7の4に記載したように、FDAへのファイザー提出資料(Z11)については2022年3月29日に原告エイズ裁判の原告である川田龍平少議院議員が厚生労働委員会に言及され、(その後2023年3月22日山本太郎参議院議員が参議院・予算委員会で、2023年6月12日原一博元総務大臣が衆議院決算行政監視委員会に言及されました。)このFDAへのファイザー提出資料の存在と内容について製造会社による薬機法第68条の10第1項違反について認識しているの、2022年6月1日公開資料の270名の妊婦のワクチン被害者データにおいて32人だけ過剰したら28人が死産、つまり死産率87.5%についても認識している

日弁連あて要望書7の4引用

>>アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(Z11)については2022年3月29日に原告エイズ裁判の原告である川田龍平参議院議員が厚生労働委員会に言及されました。この文書については、複数の著作物もある岡谷博征MDは別のファイザー提供資料より90日以内短期死亡率5%と算出されました。

□ 殺人予備罪や傷害補助罪主観的要件充足の可能性

市長とワクチン接種室長は川口市監査委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれる」と抗弁したとのことである。

厚労省による、安全性・有効性の判断は、論点1A口で言及したように、2020年5月末から開始され現在まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成する。

川口市長と4歳以下川口市民の現住者含むワクチン接種実施行為は、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、安全性・有効性に関する説明義務履行が原始的不能となっている。

また、HERSYSのdata詐欺事件で米記入を未接種に計上していた点が発覚後、新型コロナ感染症の全数届け出が完成されたのに伴って、厚労省は2022年8月22~28日以降の分から接種区別dataのADB資料公表をしていますが、この点利益相反のない第3者による検証が不可能となっており、安全性・有効性に関する説明義務履行が依存的不能ともなっている。自ら虚偽公文書作成罪などの罪を犯しているのに、クリーンハンスの原則により違法性は推定されない。なにより論点2A口部分で不作為による無回答を隠したように、ワクチン接種率受任契約当事者の川口市長とその履行補助者が不作為により各法令違反などや論点1B口11についての説明義務をまったく完了せず、説明義務不履行状態を長期間継続している点が、原始的不能。

後発的不能の客観的事実とも推定される(民訴法159条1項)。このような契約を破棄する場合、川口市西と法務実証臨床機関Tを契約当事者とする4歳以下を対象とする受託契約を根拠に、受託契約の目的物(mRNA SARS-CoV-2ワクチン)を手配準備することは殺人予備罪や傷害補助罪の主観的要件充足が推定される

累積超過死亡について最新統計資料 Z36 file / 2B / 口 / kojima.png kojima2.png

●その結果どのような損害が市に生じているのか

直接損害について

重大性明白性の要件充足する違法(地方自治法第2条第16項)かつ当然無効(地方自治法第2条第17項)の行政行為(ド)(レ)(請求書1pageの1.1, 1.2, 1.3)と行政行為(ド)(レ)に関連した事実行為(請求書1pageの1.0)は刑法犯の構成要件に該当する実行行為となっており違法性阻却事由が存在するので、実行行為に投入された人的資源・物的資源(電気代光熱費・PC・ハードウェア減価・通信費含む)はすべて損害である。人的資源・物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回書・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した職員への給料支払債務履行は損害である

1.0について

a, PCR検査

厚労省自身が「厚労省通達文書(健感発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の文書を保有していないので(乙37 健0716第12号 参照)、法定病原体との同定作業が全く行われていないPCR検査にまつわる作業への人的資源投入はすべて損害である。

PCR検査のための検査キットなど物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回書・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した保健部職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である

b,HERSYS発生届

法定病原体(健感発0210-5号)との同定作業が全く行われていないすべてのHERSYS発生届がすべて無効なので、HERSYS発生届にまつわる作業への人的資源投入はすべて損害である。

69

70

HERSYS発生届のための人的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起案審査決済回議・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した保健所職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

c, 広報かわぐち最大2 page 部分印刷費用とホームページ維持費用支払債務履行

法定病原体との同定作業が全行われていないaのPCR検査dataとbのHERSYS発生届dataをもとにした「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナワクチン接種のお知らせ」を広報かわぐち2 page 部分とホームページ掲載にまつわる作業への人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

広報かわぐち印刷費用とホームページ維持費用など物的資源について仮に国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起案審査決済回議・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した広報部職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

広報かわぐち 2 page 部分配布のための人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

d 国家賠償債務

実行行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 a 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

1.1について

a

次回接種券送付のための印刷費用郵送費用支払債務履行への権限なき主体による人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

印刷費用郵送費用など物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起案審査決済回議・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である

b, 国家賠償債務

実行行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 c 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

c

予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付に関する地元自治体人的資源投入(救済費用そ

のものの物的資源は国が負担するので除く)はすべて損害である。その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。全国受理件数・審査未了件数(2023年5月26日159回分科会data 未着手4718/受理件数7735)ともに右肩上がりのグラフです。

1.2について

a 集団接種会場の設営と運営費支払債務履行への権限なき主体による人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

人的資源・物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起案審査決済回議・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である

b, 国家賠償債務

実行行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 c 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

c

予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付に関する地元自治体人的資源投入(救済費用そのものの物的資源は国が負担するので除く)はすべて損害である。その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。全国受理件数・審査未了件数(2023年5月26日159回分科会data 未着手4718/受理件数7735)ともに右肩上がりのグラフです。

1.3について

a,

委託先への委託料支払債務履行への権限なき主体による物的資源・人的資源投入はすべて損害である。

人的資源・委託料など物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起案審査決済回議・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である

b, 国家賠償債務

実行行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 c 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

71

72

C.

予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付に関する地元自治体人的資源投入(救済費用そのものの物的資源は国が負担するので除く)はすべて損害である。その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。全国受理件数・審査未了件数(2023年5月26日159回分科会data 未着手4718/受理件数7735)ともに右肩上がりのグラフです。

間接損害について

将来の市内人口減少による固定資産税徴収額や住民税徴収額の減少

●どのような措置を請求するのか

1. 個別一斉送付ではなく申請制

2. 予防接種法2条・予防接種法附則抄第7条要件非充足・薬機法66条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法 第1条の4第2項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反の可能性につき立証責任不履行・憲法13条21条25条31条32条違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反の違法違憲性の問題が解消されるまで実施の一次中断もしくは違法性の解消

3. 上記すべての違法違憲性はSARS-CoV-2と厚労省通達文書(健感発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の関係が解明しないと解消されないであろう

注記 : SARS-CoV-2と厚労省通達文書(健感発0210-5号)において、定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の関係性が不明であるが、関係性を知っている人がいるとしたら、①中華人民共和国②WHO のどちらかしかない。そして、日本人でそれを知っている可能性があるとしたら、①が②に出した報告書(の写し)を持っている人間だけということになる。報告書がなければ、SARS-CoV-2 と「新型コロナウイルス」を同一とすることはできません。基準がどこにもないので判断できませんから、当たり前です。WHOが「SARS-CoV-2/COVID-19」という言葉を発表した日の投稿が「下記です」

<https://www.who.int/.../disease-outbreak-news/item/2020-DON233>

開いて読んで頂くとわかりますが、「中華人民共和国から報告されたもの」とはどこにも書いてないです。それどころか、中国の「ちゅ」の字さえ出てきません。

令和3年7月16日に厚生労働大臣から行政文書不開示決定された文書健0716第12号参照
Z37 file / 03 / china.pdf

02. 請求者

住所 川口市

氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

事実証明書DVD and 事実証明書URL

2023年6月17日 川口市議会議員さま